

避難所運営マニュアル

【品川区標準版】

様式・資料集

令和 7 年 4 月改定
(令和 8 年 6 月修正)

通電しており、ネットワーク環境に被害がない場合、区民避難所から災害対策本部への報告は、被災情報管理システムが優先されます。

区民避難所は、原則、避難対策部（区民避難所）へ報告し、避難対策部（区民避難所）が情報を整理したうえで、災害対策本部の各部署へ報告・共有されます。

停電やネットワーク環境に被害があり、被災情報管理システムが利用できない場合、メール、FAX、電話、IP無線機、デジタル移動通信で災害対策本部へ報告してください。

===様式集===

緊急連絡先一覧（様式－１）など平時から記入する様式や、施設の安全確認チェックリスト（様式－２）など、発災直後に確認・利用する様式、区民避難所状況報告書（様式－５）など、避難所の状況を区の災害対策本部へ報告する様式など多岐にわたります。

===資料集===

避難所運営に関するルールや掲示物、設備に関する説明や、衛生管理など多岐にわたる情報をまとめた資料です。

平時から、避難所運営マニュアル【品川区標準版】本編と合わせて確認してください。

V. 様式集	1
（１） 様式－１．緊急連絡先一覧	1
（２） 様式－２．施設の安全確認チェックリスト	2
（３） 様式－３．被害状況チェックリスト	4
（４） 様式－４．トイレ利用チェックシート（令和８年６月修正）	5
（５） 様式－５．区民避難所状況報告書	9
（６） 様式－６．避難者受付簿【避難直後】（避難者の概数、状況把握のための様式）	10
（７） 様式－７．避難者名簿【避難生活開始後】（世帯単位での詳細名簿）	11
（８） 様式－８．避難所外避難者受付名簿	12
（９） 様式－９．区民避難所以外の避難者一覧	14
（１０） 様式－１０．質問対応記録および各部対応状況記録	15
（１１） 様式－１１．来訪者受付簿	16
（１２） 様式－１２．避難所運営日誌	17
（１３） 様式－１３．火災予防自主点検表	18
（１４） 様式－１４．物資・食料依頼伝票	19
（１５） 様式－１５．物品管理簿	20
（１６） 様式－１６．物品・食料管理表	21
（１７） 様式－１７．人員応援依頼書	22
（１８） 様式－１８．ボランティア受付簿	23
（１９） 様式－１９．ペット同行避難者受付票	24
（２０） 様式－２０．ペット同行避難管理台帳	25
（２１） 様式－２１．入居状況・必要物資報告＜ペット関係＞	26
VI. 資料集	27
（１） 資料－１．区民避難所利用ルール（案）	27
（２） 資料－２．トイレを使用される皆様へ（掲示用）	28
（３） 資料－３．区民避難所の日（掲示用）	29
（４） 資料－４．ペット飼育ルール	30
（５） 資料－５．区民避難所におけるペット注意事項	31
（６） 資料－６．同行避難ペット誓約書	32
（７） 資料－７．区民避難所施設内の掲示様式	33

(8)	資料－ 8. 地域の被害状況.....	36
(9)	資料－ 9. ボランティア向け周知文	37
(1 0)	資料－10. 区民避難所で特に必要な配慮【チェックリスト】	38
(1 1)	資料－11. 区民避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法	39
(1 2)	資料－12. 区民避難所利用者の事情に配慮した広報の例.....	44
(1 3)	資料－13. こころの健康	45
(1 4)	資料－14. 支援者（避難所運営側）の心のケア	46
(1 5)	資料－15. 女性・こどもの被害防止のための普及啓発（チラシ）	47
(1 6)	資料－16. エコノミークラス症候群予防のために（チラシ）	48
(1 7)	資料－17. 防災設備の確認方法.....	49
(1 8)	資料－18. 区民避難所での生活継続判断シート	56
(1 9)	資料－19. 区民避難所の防火対策	57
(2 0)	資料－20. 炊き出しチェック表.....	58
(2 1)	資料－21. 区民避難所での調理における注意点（掲示用）	59
(2 2)	資料－22. 手洗いの方法（掲示用）	60
(2 3)	資料－23. 水が使えない時の手洗い方法（掲示用）	61
(2 4)	資料－24. 消費期限・賞味期限について（掲示用）	62
(2 5)	資料－25. 食中毒に気を付けよう～消費期限について～（掲示用）	63
(2 6)	資料－26. 配給量の目安	64
(2 7)	資料－27. 食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの	65
(2 8)	資料－28. L I N Eを活用した避難所受付等手順書.....	66
(2 9)	資料－29. L I N E避難者把握システム登録マニュアル.....	67
(3 0)	資料－30. （参考）避難所連絡会議 確認チェックリスト	82

V. 様式集

(1) 様式－1. 緊急連絡先一覧

緊急連絡先

施設名	名称			
	住所			
	連絡先	TEL		
		FAX		
施設管理者			TEL	
施設管理受託者			TEL	
			想定受け入れ可能	人
区民避難所の開設担当者	平日の昼間 (9:00～17:00)	TEL		
	上記以外 (夜間・休日等)	TEL		
施設の鍵保有者		TEL		
		TEL		
		TEL		
その他、区民避難所の開設に関係する人（町会・自治会等の役員や防災区民組織の長など）		TEL		

区災害対策本部の連絡先

名称		区避難対策部（区民避難所）		
連絡先	TEL	5742－7657	FAX	3777－1181

病院、警察署、消防署、ガス、上下水道に関する連絡等は、区災害対策本部へ連絡すること

(2) 様式－2. 施設の安全確認チェックリスト

表面

区民避難所の点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B または C と判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。

- ① 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入り禁止とします。
- ② このチェックリストの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、施設管理者および避難所従事職員へ報告してください。

区民避難所名	
点検実施者	
点検実施日時	年 月 日 時頃

建物の外から見て、次の質問の該当するところに○を付けてください。

質問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、区民避難所の建物に倒れこむ危険性がありますか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂、液状化などが生じましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 部屋の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない、または、髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外部のタイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)

【判断基準】

- ① Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。
施設内へは立ち入らず、施設管理者および避難所従事職員へ連絡し、ほかの区民避難所への移動等、必要な対応を検討します。
- ② Bの答えが一つでもある場合は、『要注意』です。
施設内へは立ち入らず、施設管理者および避難所従事職員へ報告してください。
- ③ Aのみの場合
危険箇所注意到意し、裏面のチェックリストに沿って建物内部の安全確認を始めてください。

建物の中に入り、次の質問の該当するところに○を付けてください。

質問	該当項目
7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し壊れている C 大きく壊れている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない、または、髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 ガラスが割れていますか？	A ない、または、ひび割れ程度 B 多数のひび割れに加え、数箇所でも割れが発生 C 複数箇所でのガラス破損により通路通行不能
12 ガスが漏れている臭いがしますか？	A いいえ C ガスの臭いがする (Bの回答はありません)

【判断基準】

①Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。

それ以上施設内へは立ち入らず、施設管理者および避難所従事職員へ連絡し、ほかの区民避難所への移動等、必要な対応を検討します。

②Bの答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

それ以上施設内へは立ち入らず、施設管理者および避難所従事職員へ報告してください。

③Aのみの場合

危険個所に注意し、施設を使用します。

※余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、該当項目が、全て「A」であっても注意して区民避難所を使用してください。

(3) 様式－3. 被害状況チェックリスト

区民避難所名	
点検実施者	
点検実施日時	年 月 日 時頃

場所	点検箇所	○×	被害状況等	点検箇所	○×	被害状況等
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					
	出入口			天井		
	床			窓枠・窓ガラス		
	壁					

【判断基準の目安】

○・・・ない、または、ひび割れ程度 ×・・・多数のひび割れや数箇所割れが発生

（４）様式－４．トイレ利用チェックシート（令和８年６月修正）

トイレの利用について

発災後は、避難所の衛生環境を適切に維持・管理することが重要です。特にトイレは、避難直後から利用する人が多いため、施設の安全確認に続いて優先的に対応すべき項目です。初動段階ですべてのトイレを災害用トイレに切り替えることは難しいため、まずは校庭など避難者が集まる場所のトイレや、１階のトイレを中心に、携帯トイレを被せる形で災害トイレ化を行います。この段階では、水が流れるかどうかの判断は行わず、速やかに災害トイレ化を進めてください。

１．トイレの安全確認

施設全体の安全確認と同様に、トイレについても安全性を点検します。床・壁・天井の亀裂や落下物、便器の破損、水漏れなどを目視で確認し、日常と変わらない状態であれば次の手順へ進みます。

便器が破損している場合は、その便器の使用を避け、代わりに組み立て式の簡易トイレを設置します。

２．携帯トイレの取付け（災害トイレ化）

（１）トイレ設備の使用制限と掲示

上下水道の状態に関係なく、男性用小便器や手洗い場は、テープを貼る・ビニール袋で覆うなどして物理的に使用できないようにし、あわせて使用禁止の掲示を行います。これにより、誤って使用されることを防ぎ、衛生環境の悪化を抑えます。

（２）個室トイレの災害トイレ化

個室の便器には携帯トイレを取り付け、使用後のごみを入れるための保管袋を準備します。避難者が迷わず利用できるよう、設置場所や使い方が分かる案内も併せて整えることが望まれます。

（３）初動で優先するトイレの範囲

避難所内のすべてのトイレを災害トイレ化する必要がありますが、初動では人が集中しやすい場所を優先します。校庭など避難者が集まる場所のトイレや、１階のトイレを中心に実施し、避難者の協力も得ながら進めてください。

３．水洗トイレの確認

（１）水洗トイレの確認手順

水洗トイレの使用可否を判断するため、まず汚水桝に丸めたトイレットペーパーを浮かべ、該当するトイレを一度流して、トイレットペーパーが正常に流れるかを確認します。あわせて、日常と変わらない状態であるか（水が問題なく流れるか、逆流がないか、異音がないかなど）を点検し、異常がなければ水洗トイレの利用を開始します。

水が不足している場合は、避難所に整備されている防災井戸やプールの水等を活用してください。

（２）耐震化トイレの優先確認

各避難所に設置されている耐震化トイレは、施設内の配管が耐震仕様となっており、他のトイレよりも使用できる可能性が高いとされています。そのため、まずは耐震化トイレから優先的に確認を行います。

4, トイレごみの処理

- (1) 使用後のトイレごみは、二重袋（圧縮保管袋へ収集）にして普通ごみと分けて処理します。
- (2) トイレごみはトイレ内や、トイレの近くに集める場所を決め、定期的にごみ置場へ移動させます。

5, トイレが不足する場合

(1) マンホールトイレや簡易トイレの設置

避難者が多く、既存のトイレだけでは数が不足する場合には、マンホールトイレや簡易トイレを設置します。

(2) 運用上の注意

マンホールトイレは校庭の隅や校舎裏などに配置されている場合もあるため、設置場所や利用状況に応じて、男性専用にするなどの運用上の防犯対策が必要です。

(3) 貯留式マンホールトイレの課題

区が保有するマンホールトイレの多くは貯留式であり、使用後はバキュームカーによる汲み取りが必要です。しかし、都内のバキュームカーの台数は限られており、他自治体からの応援が到着するまで汲み取りが行えない可能性があります。その間は汚物が貯留されるため、臭気や衛生面で課題が生じるため、携帯トイレの活用などが求められます。

6, その他

- (1) 体の不自由な避難者がいる場合は、必要に応じてラップポントイレを使用します。
- (2) 体調不良や感染症の症状がある避難者がいる場合は、専用トイレを設けます。
- (3) トイレが不足する場合は、避難所従事職員を通じて区避難対策部（区民避難所）へ調達を依頼します。
- (4) トイレの設置比率は男：女＝１：３とします。
- (5) 協定先から調達した仮設トイレなど、新たにトイレを設置する場合は、可能な限り暗がりにならない場所、男女は分けて可能な限り離れた場所に設置し、トイレ内、トイレまでの経路に夜間照明、防犯ブザー等を配置します。
- (6) (5) の対策を実施していることを、避難者に周知します。

使用優先順位 ①

携帯トイレ（便座に取付） を使用



- ☐ 室内が安全な場合（落下物などの危険箇所がない）
- ☐ 便器が使用可能な場合

使用優先順位 ②

簡易トイレ（便座を組立） を使用



- ☐ 室内が安全な場合（落下物などの危険箇所がない）
- ☐ 便器が使用不可能な場合
- ☐ 下水が流れない場合
 - ・排水管からの漏水がある
 - ・汚水ますやマンホールからあふれる
 - ・上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる
- ☐ 水が出ない場合

使用優先順位 ③

施設内のトイレ を通常使用



- ☐ 室内が安全な場合（落下物などの危険箇所がない）
- ☐ 便器が使用可能な場合（タンク含む）
- ☐ 下水が流れる場合
 - ・排水管からの漏水がない
 - ・汚水ますやマンホールからあふれない
 - ・上階から水を流しても下の階のトイレからあふれない
- ☐ 水が出る場合
 - ※水が出ない・不足する場合は防災井戸やプールから調達

使用優先順位 ④

マンホールトイレ を使用



- ☐ 室内が危険な場合（落下物などの危険箇所がある）
- ☐ 便器が使用不可能な場合（便座が使用不可能）
- ☐ 下水が流れない場合
 - ・排水管からの漏水がある
 - ・汚水ますやマンホールからあふれる
 - ・上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる
- ☐ 水が出ない場合

(参考) 排水設備防災ハンドブック (東京都下水道局)

地震発生後の対応

震災後等に下水道の使用制限が実施されている地域においては、使用を控えるようお願いします。

使用制限がない場合、事前にトイレやお風呂、流しなどで、水が流れるか確認することが必要です。

自分で確認する場合は…(安全確認のうえ、できるだけ複数人で)

①

宅地内のます蓋を開ける。



中の様子。



②

トイレなどから
水を流す。



③

水は流れてきますか？



まずに排水が溜まった状態でなく、
流れていくようでしたら、そのまま使用
できます。

確認を指定事業者をお願いする場合は…



「総合設備メンテナンスセンター」に連絡して下さい。

Q&A

Q 「汚水まずに排水が溜まったままだったり、流れていなかったらどうするの？」

A ○ 排水管が破損等している可能性があります。その状態のまま使用していると、家の中に逆流するおそれがあります。

○ 修理に関しては、お客さまが指定事業者に依頼してください。なお、修理に係る費用は、お客さまのご負担となります。

※総合設備メンテナンスセンター：0120-850-195 (携帯からは 03-3585-0195)

(5) 様式－5. 区民避難所状況報告書

(第 報)

*第1報においては、わかるものだけで報告しても構いません。

区民避難所名				【報告ルート】 区民避難所→区災害対策本部 (区避難対策部(区民避難所)) FAX: 3777-1181
報告者氏名		報告日時	年 月 日 時 分	

開設日時	年 月 日 時 分		
区民避難所 通信手段	・FAX番号 _____ ・電話番号 _____ ・デジタル移動通信 ・IP無線機 ・その他 ()		
避難人数	人 (うち、要配慮者 人)	避難世帯数	約 世帯
周辺の状況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険	
	人命救助	不要 ・ 必要 (人) ・ 不明	
	延焼	なし ・ 延焼中 (件) ・ 大火の危険	
	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中	
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通	
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり (件) ・ 不明	
緊急を要する事項 (具体的に箇条書き)			
参集した区担当職員 所属 職 氏名			

※本様式は1日1回本部に報告が必要です。

様式－12. 避難所運営日誌も合わせて報告してください。

(6) 様式－6. 避難者受付簿【避難直後】(避難者の概数、状況把握のための様式)

区民避難所名

氏名	
所属町会名	
生年月日	
年齢	
住所	
電話番号	
配慮が必要(障害、けが、病気等)なことがあれば記入してください	

本部使用欄 整理番号 . . .

区民避難所名

氏名	
所属町会名	
生年月日	
年齢	
住所	
電話番号	
配慮が必要(障害、けが、病気等)なことがあれば記入してください	

本部使用欄 整理番号 . . .

(7) 様式－7. 避難者名簿【避難生活開始後】(世帯単位での詳細名簿)

取扱注意

区民避難所名

記入日	年 月 日	記入者氏名			
自宅住所	〒 区	自宅の被害状況の有無		☐ あり ☐ なし	
電話	— —	避難先		☐ 区民避難所 (人) ☐ 車中泊 (人) ☐ テント泊 (人) ☐ 在宅 (人) ☐ その他 (人)	
携帯電話	— —				
メールアドレス	@				
連絡がとれていない家族	☐ なし ☐ あり ()				
区民避難所を利用する人 (区民避難所以外の場所に滞在する人も記入)					
ふりがな氏名		生年月日・年齢	性別 ※記載は任意	障害、けが・病気、アレルギー、妊娠の有無など、特に配慮が必要なこと	安否確認の問合せへの対応 (原則、公開)
世帯主		月 年 (日 歳)	男・女		☐ 公開しない
ご家族		月 年 (日 歳)	男・女		☐ 公開しない
		月 年 (日 歳)	男・女		☐ 公開しない
		月 年 (日 歳)	男・女		☐ 公開しない
		月 年 (日 歳)	男・女		☐ 公開しない
滞在理由	☐ 家屋被害 ☐ 余震が不安 ☐ その他 ()				
ペットの状況	☐ 飼っていない ☐ 飼っている	(種類 ・ 体)		☐ ペット同行を希望 ☐ 自宅 ☐ 行方不明	
退所日			転出先		

本部使用欄 整理番号・・・

(8) 様式－8. 避難所外避難者受付名簿

《表面》

【世帯代表者】・・・各項目に記入または○をつけてください。

氏名		生年月日	年 月 日
電話番号		性別 ※記載は任意	男・女
住所			
避難場所	・自宅 ・車の中 ・知人の家 ・ホテルなど宿泊施設 ・その他 ()		
避難場所 住所	・住所と同じ		
配慮事項 を記入	・ない ・妊産婦である ・アレルギーを持っている ・要介護認定を受けている ・障害者手帳を持っている ・その他 ()		
避難生活 状況	・断水 ・停電 ・ガス停止 ・食料の不足 ・飲料水の不足 ・乳幼児用品の不足 ・その他 ()		

【他の世帯員】・・・各項目に記入または○をつけてください。

氏名		生年月日	年 月 日
電話番号	・代表者と同じ	性別 ※記載は任意	男・女
住所	・代表者と同じ		
避難場所	・代表者と同じ ・その他 ()		
避難場所 住所	・代表者と同じ ・住所と同じ ・その他 ()		
配慮事項 を記入	・ない ・妊産婦である ・アレルギーを持っている ・要介護認定を受けている ・障害者手帳を持っている ・その他 ()		
避難生活 状況	・代表者と同じ ・断水 ・停電 ・ガス停止 ・食料の不足 ・飲料水の不足 ・乳幼児用品の不足 ・その他 ()		

本部使用欄 整理番号・・・

《裏面》

【他の世帯員】・・・各項目に記入または○をつけてください。

氏名		生年月日	年 月 日
電話番号	・代表者と同じ	性別 ※記載は任意	男・女
住所	・代表者と同じ		
避難場所	・代表者と同じ ・その他（ ）		
避難場所 住所	・代表者と同じ ・住所と同じ ・その他（ ）		
配慮事項 を記入	・ない ・妊産婦である ・アレルギーを持っている ・要介護認定を受けている ・障害者手帳を持っている ・その他（ ）		
避難生活 状況	・代表者と同じ ・断水 ・停電 ・ガス停止 ・食料の不足 ・飲料水の不足 ・乳幼児用品の不足 ・その他（ ）		

【他の世帯員】・・・各項目に記入または○をつけてください。

氏名		生年月日	年 月 日
電話番号	・代表者と同じ	性別 ※記載は任意	男・女
住所	・代表者と同じ		
避難場所	・代表者と同じ ・その他（ ）		
避難場所 住所	・代表者と同じ ・住所と同じ ・その他（ ）		
配慮事項 を記入	・ない ・妊産婦である ・アレルギーを持っている ・要介護認定を受けている ・障害者手帳を持っている ・その他（ ）		
避難生活 状況	・代表者と同じ ・断水 ・停電 ・ガス停止 ・食料の不足 ・飲料水の不足 ・乳幼児用品の不足 ・その他（ ）		

本部使用欄 整理番号・・・

(9) 様式－9. 区民避難所以外の避難者一覧

区民避難所名			
報告者氏名		報告日時	年 月 日 時 分

【報告ルート】 区民避難所→区災害対策本部 (区避難対策部(区民避難所)) FAX : 3777－1181
--

分類	集計 日	【 】 町会・自治会	【 】 町会・自治会	【 】 町会・自治会	【 】 町会・自治会	小計
在宅	/	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名
その他 ()	/	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名
その他 ()	/	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名
小計	/	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名	世帯 名

(10) 様式-10. 質問対応記録および各部対応状況記録

[illegible]

(1 1) 様式－11. 来訪者受付簿

来訪日	来訪者氏名 (複数いる場合 は人数を記入、 上記氏名は代表 者のみ)	電話番号	団体名 (一般の訪問は 記入必要なし)	名刺	来訪目的	入所時間	確認者	退所時間	確認者 (立合者)
/	〇〇 〇〇 〇人		〇〇放送局	有・無	・区民避難所の取材のため、取材したい ・ここに避難している〇〇さんを見舞うため 等	〇〇：〇〇	印 または サイン	〇〇：〇〇	印 または サイン
/				有・無					
/				有・無					
/				有・無					
/				有・無					

①マスコミの対応は可能な範囲で避難所従事職員が対応します。避難所従事職員の対応が困難な場合は避難所運営会議の議長が対応します。

②マスコミの取材依頼があった場合は、避難所従事職員を通して区避難対策部（区民避難所）へ連絡します。

③避難所内の取材にあたっては、原則として居住スペースへの立ち入りは認めないこととしますが、避難者の許可が得られた場合は、立ち入りを検討します。

また、避難者のプライバシーに十分配慮するため、取材の際は、避難所運営会議の構成員が常に立会いをします。

④マスコミにはバッチや腕章を付ける等、身分を明らかにしてもらいます。

(1 2) 様式－12. 避難所運営日誌

区民避難所名：_____

年 月 日 () 天気				記入者		
区分			前日までの数	新規登録者数	退所者数	利用者数
区民避難所利用者数	区民避難所に受入れた者	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人	人
	区民避難所以外の避難者	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人	人
食料・物資の受入	区分		食料	日用品	その他	その他
	食料・物資の受入数					
	食料・物資の配付数					
	食料・物資の内容等 (弁当等)					
	食料・物資の受入、配布の状況、トイレごみ等の集積状況					
ボランティア	ボランティアの 受入人数		人			
	ボランティアの活動内容					
避難所運営会議の協議・伝達事項						
主な出来事・引継ぎ事項等（欄が不足する場合は別紙）						

※本様式は1日1回本部に報告が必要です。

様式－5. 区民避難所状況報告書も合わせて報告してください。

(13) 様式-13. 火災予防自主点検表

[illegible]

(1 4) 様式－14. 物資・食料依頼伝票

区民避難所名				【報告ルート】 区民避難所→区災害対策本部 (区避難対策部 (区民避難所)) FAX : 3777－1181
報告者氏名		報告日時	年 月 日 時 分	

区民避難所 詳細	住所 TEL FAX
-------------	------------------

品目		規格	数量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- ・ 一行につき一品、規格ごとに記入する。
- ・ 電子メール等が利用可能となるまで、原則 FAX で送付する。
- ・ FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、電話などの手段で確実に相手に伝える。
- ・ 区民避難所で物資を受領したら、「区民避難所受領サイン」欄に押印またはサインをする。

配送担当者等記入欄			区民避難所 受領サイン
出荷日時	年 月 日 () 時 分		
配達者	氏名	TEL	FAX
配達日時	年 月 日 () 時 分		

(15) 様式-15. 物品管理簿

[illegible]

各項目に、在庫数を記載する。

21

(1 7) 様式－17. 人員応援依頼書

区民避難所名				【報告ルート】 区民避難所→区災害対策本部 (区避難対策部 (区民避難所)) FAX : 3777－1181
報告者氏名		報告日時	年 月 日 時 分	

希望人員 (いずれか一つに○をしてください)	
行政職員 (避難所運営等、専門的作業)	ボランティア (物資配布等、軽作業)



求める 資格・免許	医師 看護師 保健師 建築士 保育士 管理栄養士 介護士	左欄以外の 資格・免許・特技	
--------------	------------------------------------	-------------------	--

区民避難所詳細	住所 TEL FAX	部・課 詳細	TEL
依頼内容	具体的な内容 (活動場所等)	人数	希望時期
		名	
		名	
		名	
		名	

- 電子メール等が利用可能となるまで、原則 FAX で送付する。
- FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、電話などの手段で確実に相手に伝える。

(1 8) 様式－18. ボランティア受付簿

No.	受付日	氏名・住所・電話	職業	活動可能内容		
				団体名	活動可能内容	活動可能期間
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		
	/	氏名 住所 電話		有・無		

(1 9) 様式－19. ペット同行避難者受付票

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ	
		漢字	
	避難前住所		
	電話		
動物	マイクロチップ番号		
	動物種		
	品種		
	性別	オス ・ メス	
	名前		
	特徴（毛色等）		
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】	有 ・ 無
	【狂犬病予防注射】	済 ・ 未	
同行避難動物管理台帳番号			
特記事項			

ネームプレート		No.
動物名・種類		
毛色・特徴		
年齢・性別	歳	オス ・ メス 不妊去勢済
飼い主氏名		
飼い主の避難居室		
緊急連絡先		
性格・注意事項		

(20) 様式-20. ペット同行避難管理台帳

施設名： _____

管理責任者（担当者）名： _____

番号	入所日	退所日 (搬送日)	動物種	マイクロチップ 番号	品種	性別	動物の名称	特徴（毛色等）	飼い主氏名	飼い主の 避難居室	避難者名簿 の番号	犬の登録 狂注有無
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未
			犬・猫 他()			オス・ メス						【登録】有・無 【狂注】済・未

※ご提供いただいた情報は、避難所運営のために使用いたします。

(2 1) 様式－21. 入居状況・必要物資報告＜ペット関係＞

区民避難所名				【報告ルート】 区民避難所→区災害対策本部 (区避難対策部 (区民避難所)) FAX : 3777－1181
報告者氏名		報告日時	年 月 日 時 分	

＜入居状況＞							
飼い主			人	備考（ペットの状態）			
同行 ペット	犬		頭				
	猫		頭				
	その他						
迷子	犬		頭	負傷	犬		頭
	猫		頭		猫		頭
	その他				その他		
＜必要物資＞							
必要数を記入してください（なるべく）具体的にご記入ください							
品名	必要数	備考					
ケージ							
リード							
給餌容器							
ペットシート							
犬用フード							
猫用フード							
その他（避難所内状況や特に報告すべきことなど）							

VI. 資料集

(1) 資料－1. 区民避難所利用ルール（案）

区民避難所利用ルール（案）

1. この避難施設（施設名：_____）は、災害時における区民の生活の場となる施設です。
2. 避難施設の円滑な運営を行うため、避難所運営会議を設置します。
3. 避難施設は、地域のライフラインの復旧及び被災された区民が一定の生活ができるまでを目途として設置し、避難所の縮小、閉鎖は速やかに実施します。
4. 区民が避難生活ができる場所は、以下のとおりとし避難所運営会議の指示に従ってください。
 - （1）避難生活ができる場所は、_____です。
 - （2）避難所運営会議が指定する、危険箇所・使用禁止箇所には避難や立ち入りはできません。
 - （3）「立入禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙等の内容には必ず従ってください。
5. 食料・物資は、原則として備蓄量と避難者数との関係から配給量を避難所運営会議が決定します。
 - （1）特別な事情・状況を除き、食料・生活物資は避難者に平等に配布します。
 - （2）避難施設以外の近隣の方（避難施設を訪れた在宅避難者）にも等しく配布します。
6. トイレの清掃は、避難者が交代で実施します。

清掃時刻は、朝、_____時、午後、_____時、午後、_____時とします。
7. 当番などを通じて自主的に避難所運営に協力・参加するようにしてください。
8. 通常の生活に特別な事情のある場合は、避難所運営会議に届け出てください。
9. その他、避難生活上の不都合、困ったことは、避難所運営会議に相談してください。
10. 避難所の正しいごみの分別に協力してください。

(2) 資料－2. トイレを使用される皆様へ（掲示用）

トイレを使用される皆様へ（掲示用）

トイレは、少しの汚れが命とりです！

誰か一人でも「誰も見てないし、いいだろう」と放置したところからトイレの汚れが始まり、その積み重ねで本来なら使用できるはずのトイレが使用できなくなります。

汚れを見つけた際には、トイレ清掃者に任せきりにせず、気づいた方が率先して清掃するように皆で心掛けましょう。

トイレ清掃点検表

日付	時間	便器	床	洗面台	ハンド ソープ	トイレット ペーパー	町会・ 自治会名	担当者	確認者
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									

(3) 資料－3. 区民避難所の一日（掲示用）

今日 ____ / ____ のスケジュール	

(4) 資料－4. ペット飼育ルール

*大判図面にして避難所内数箇所に掲示します。

ペット飼育ルール

区民避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを必ず守って生活を送ってください。

1. 避難所運営会議の指示には、必ず従ってください。
2. ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、ケージの中で飼ってください。
3. 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
4. ペットの苦情、ほかの避難者等への危害防止に努めてください。
5. 屋外の指定された場所で排泄させ、後始末をきちんと行ってください。
6. 給餌は時間を決めて、その都度片付けてください。
7. 必要なワクチンを接種してください。
8. 迷子札等の装着をしてください。
9. 入院など飼育困難となった場合は、他の同行避難者等に相談してください。
10. 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は速やかに避難所運営会議まで届け出てください。

(5) 資料ー5. 区民避難所におけるペット注意事項

区民避難所におけるペット注意事項

- 区民避難所で受け入れる対象動物（犬、猫等の小動物）は制限されていること。
- ペットはケージ内で飼育するか、支柱につなぎとめること。
- 人とペットの居住場所を区別すること。ただし、介助犬と盲導犬と聴導犬を除く。原則、室内での飼育は禁止とする（避難所敷地内に設けるか、避難所内の一角をペット飼育用スペースとする）。
- 飼育スペースの位置は、ペットを飼育していない避難者の動線と交わらないようにすること。
- 定時の給餌・後片付け・トイレの清掃を徹底し、ペットの体やケージ内を清潔に保つよう注意すること。
- 避難所でのペットの管理は、飼い主による自主管理を原則とすること。
- ペットに迷子札や鑑札を身に付けさせ、所有者を明示すること。
- ペットの受付簿を作成すること。

〈参考〉

- ・車中避難は、夏の場合は、人もペットも「熱中症」になる恐れがある。
- ・飼い主で構成する動物救護部（仮称）をつくるよう促す。
- ・ペット用の餌、水、トイレ用品などの救援物資も分配する。
- ・教室ごとに、ペット飼育者と非飼育者を分ける方法もあるが、臭い、鳴き声、被毛付着等の問題が起きやすい。
- ・ペットの飼育場所は、校舎の外的場合、プレハブやテントなど屋根のある場所が望ましい。東日本大震災では、夜間だけ、玄関に入れた例もあった。
- ・犬と猫は区分する。犬は集団になると連鎖して吠える。
- ・ペット同行避難を受け入れるにあたり、自覚を促すため飼い主から誓約書の提出を受ける方法がある。

(6) 資料－6. 同行避難ペット誓約書

同行避難ペット誓約書

年 月 日

避難所運営会議 議長 様

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

1 同行避難動物管理台帳番号

2 私は「動物救護部（仮称）」に加わり、責任を持って同行避難したペットの世話（給餌、運動、清掃、同行避難動物管理台帳の管理等）にあたります。

3 同行避難したペットの取り扱いは、すべて貴避難所運営会議の指示に従い、やむを得ない事情によりペットが死亡、逃走または負傷してもその責任を問わないものとし、損害賠償等を求めません。

4 ペットの同行避難に係る避難所運営会議の指示に従わなかった場合に、退去を命じられても異を唱えません。

5 同行避難したペットに公衆衛生上必要になった処置や、疾病・負傷等に伴う治療については、私が責任をもって対応します。

6 当該動物の個体識別手段等は、私が用意します。私が用意したものは（☐ケージ、☐キャリーバッグ等の収容器具、☐餌、☐トイレ用品、☐リード、☐首輪等）です。用意できなかった場合、区民避難所において他の収容ペットと物品が違ってても、取り扱いについては区民避難所にお任せします。

7 区民避難所においてペットの同行避難に必要な費用のうち、あらかじめ用意された物以外は、原則、私がすべて負担します。

8 この区民避難所が閉鎖した場合は、私および私の関係者が同行避難したペットを確実に保護します。

※区民避難所に、ペットだけを預けることは出来ません。

(7) 資料－7. 区民避難所施設内の掲示様式

立

入

禁

止

使用可

●

使用不可

受

付

(8) 資料－8. 地域の被害状況

地域の関係機関・ライフラインの被害状況は 月 日 時現在、
次のようになっています。

電気	
ガス	
上水道	
下水道	
通信	

(9) 資料－9. ボランティア向け周知文

ボランティアの皆様へ

このたびは本避難所へのボランティアへ参加を頂き、誠にありがとうございます。

皆様に安全に、また気持ちよく活動していただくために、以下の各項目について、ボランティア活動の際の留意点としてご確認くださいませようをお願いいたします。

1 ボランティア保険の加入はお済みですか？

- ・ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険へ加入していない方は、社会福祉協議会へお問い合わせの上、保険加入をお願いいたします。

※ボランティア保険には、全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険（災害時特約付き）などがあります。

2 ボランティア活動の際には、受付時に渡される腕章や名札などの「ボランティア証」を身に付けてください。

3 体調の変化や健康管理等は、皆さん各自で注意し、決して無理をしないようお願いいたします。

4 被災された方の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーを守った行動や発言・言葉遣いなどに心がけてください。

5 食事や宿泊場所は提供できません。

6 その他疑問点などがあれば、本避難所の担当者にお問い合わせください。

（ボランティア活動全般に関することは区災害ボランティアセンターにお問い合わせください）

（１０）資料－10. 区民避難所で特に必要な配慮【チェックリスト】

＊避難所運営会議の構成員の心構え

項目	必要な配慮事項
(１) トイレ	☐ 十分な個数（例 20人につき1基が目安）が確保されているか
	☐ 屋内トイレにトイレ専用の履物（スリッパ等）が使われているか
	☐ 清掃手順に沿ったトイレ掃除が1日1回以上されているか
	☐ 石鹸・消毒液等があるか
	☐ 暗がりにならない場所に設置されているか
	☐ 個室は施設可能なものか
(２) 生活 スペース	☐ 区民避難所内は土足厳禁とし、これが守られているか
	☐ 男女別スペース（着替え、授乳等）が確保されているか
	☐ 寝床に布団・マットレスがあるか（毛布だけを敷いて寝ている人がいないか）
	☐ 手の消毒液があるか
	☐ 手洗いの徹底を促す取組はなされているか
	☐ 清掃が定期的に行われているか
	☐ 換気が定期的に行われているか
(３) 医療	☐ 医師や看護師、保健師が常駐または巡回しているか
	☐ 要配慮者の健康に配慮し、感染症予防対策を始め衛生的な環境を確保しているか
(４) 食事	☐ 避難者に必要な飲料水の確保と提供が行われているか
(５) 物資	☐ 必要な物資が避難者に行き渡っているか
(６) 運営	☐ 危険箇所をチェックし、立ち入り禁止の場所には表示をしているか
	☐ 避難者のニーズ把握や生活支援のための相談窓口はあるか
	☐ 避難者名簿があり、避難者の人数、外部からの問い合わせに対する情報開示の有無を把握しているか
	☐ 要配慮者を把握し、必要な支援を受けられているか
	☐ 避難者に対する情報発信のための掲示板等があるか
(７) その他	☐ 近隣の在宅避難者、補完避難所などへの支援が行われているか（情報発信や食事、物資支援など）
	☐ ゴミが分別されているか
	☐ 入浴を希望する人が毎日、お風呂に入れているか
	☐ 感染症の患者を隔離する空間を確保しているか
	☐ 福祉避難所、旅館・ホテルへの移動が必要な人に対し、適切な対応がなされているか
	☐ ペットの糞尿の処理等、飼育管理のルールがきちんと守られているか
	☐ 防災対策として警察や区との連絡体制が確保されているか
	☐ 支援団体が確保されているか

(1 1) 資料－11. 区民避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

区分	特徴	区民避難所での主な配慮事項					要配慮者スペース 確保の必要性
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他	
要介護度の 高い方	食事、排せつ、衣服の着脱、入浴など、生活上の介助が必要	簡易ベッドやトイレを備えた介護室など	介護用品（紙おむつなど）、衛生用品、毛布、やわらかく温かい食事など	本人の状況に合わせゆっくり伝える、筆談など	ホームヘルパー、介護福祉士など	・感染症対策 ・医療機関や福祉避難所へ連絡 →必要に応じて移送	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※要介護度1～5の認定を受けている方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難
寝たきりの方など							
自力での歩行が困難な方	移動が困難なため、補助器具や歩行補助などが必要	段差がなく、車いすなどで行き来しやすい場所	杖、歩行器、車いすなどの補助器具、介護ベッド、洋式のトイレなど	車いすからも見やすい位置に情報を掲示	ホームヘルパー、介護福祉士など	・車いすで利用できる洋式トイレの優先使用 ・福祉避難所へ連絡 →必要に応じて移送	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※要介護度1～5の認定を受けている方、身体障害者手帳1～3級に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難
体幹障害、足が不自由な方など							
内部障害のある方	補助器具や薬の投与、通院などが必要。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。(定期的な通院、透析の必要性など)	衛生的な場所	日常の服用薬、使用している装具などオストメイトス下マ用装具など 咽頭摘出者 気管孔エプロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置など 呼吸器機能障害 酸素ボンベなど 腎臓機能障害 食事の配慮(タンパク質、塩分、カリウムを控える)	－	医療機関関係者、保健師、関係支援団体など	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) ・福祉避難所へ連絡 →必要に応じて移送 オストメイト装具洗浄場所を設置したトイレの優先使用 呼吸器 非常用電源の確保	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※身体障害者手帳1～3級に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難
内部障害:心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などの障害で、種別により様々な器具や薬を使用							
難病の方	ストレスや疲労での症状悪化や、定期的な通院が必要な点など共通する。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。	衛生的で段差などのない場所、防寒・避暑対策をするなど	日ごろ服用している薬、使用している支援機器など (本人や家族に確認)	本人の状況に合わせる(ゆっくり伝える、筆談など)	医療機関関係者、保健師、関係支援団体など	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) →必要に応じて移送	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※在宅療養ができない場合、医療機関へ移送
治療方法が未確立で、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病をもつ人。様々な疾患があり、人それぞれ状態が異なる。							

区分	特徴	区民避難所での主な配慮事項					要配慮者スペース 確保の必要性
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他	
アレルギーのある方	環境の変化で悪化する人もいる。生命に関わる重傷発作に注意が必要。見た目ではわかりにくい場合もある。	アレルギー発作の引き金になるものを避けた、衛生的な場所（土足禁止とするなど	日頃服用している薬、使用している補助具など 食物アレルギーアレルギー対応の食品や、原因食物を除く食事（調味料にも注意。炊き出しでは個別に調理）	食物アレルギー食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表の掲示	医療機関関係者、保健師など	・周囲の理解→必要に応じて医療機関に移送	—
ぜんそく アトピー性 皮膚炎食物 アレルギー						ぜんそく ほこり、煙、強いにおいなどが発作の引き金 アトピー シャワーや入浴で清潔を保つ	○
視覚障害のある方	視覚による情報収集や状況把握が困難なので、音声による情報伝達が必要	壁際(位置が把握しやすく、壁伝いに移動可能)で、段差のない場所	白杖、点字器、携帯ラジオ、携帯型の音声時計、携帯電話、音声出力装置、文字の拡大装置、ルーペや拡大鏡など	音声、点字、指点字、音声出力装置、音声変換可能なメールなど	ガイドヘルパー、視覚障害者団体など	必要に応じて医療機関などに連絡	— ※身体障害者手帳1～3級に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難
聴覚障害のある方	音による情報収集や状況把握が困難なので、視覚による情報伝達が必要。見た目ではわかりにくい場合もある	情報掲示板や本部付近など、目から情報が入りやすい場所	補聴器・補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙・筆記用具 携帯電話、ファックス、テレビ(文字放送・字幕放送) スマートフォン・タブレット(音声文字に変換して伝達) ヘルプマーク 救助用の笛やブザー 暗い場所でも対応できるようライトなど	情報掲示板、手話、筆談、要約筆記、メール、文字放送など	手話通訳者、要約筆記者など	本人の希望に応じて「支援が必要」である旨を表示(シールやビブスの着用など)	— ※身体障害者手帳1～3級に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難
補助犬同伴を必要とする方	補助犬同伴の受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギーなどに配慮し別室にするなど工夫する。	補助犬用には、ドッグフード、ペットシーツなど飼育管理のために必要なもの(本人については別の項目を参照)	本人については別の項目を参照	補助犬関係団体など(本人については別の項目を参照)	補助犬関係団体へ連絡(本人については別の項目を参照)	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※身体障害者手帳1～3級に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難

区分	特徴	区民避難所での主な配慮事項					要配慮者スペース 確保の必要性
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他	
知的障害のある方	環境の変化が苦手なこともある。自分の状況を説明できない人が多い。個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証など	絵や図、メモなど使い、具体的、ゆっくり、やさしく、なるべく肯定的な表現で伝える 例:「あっちへ行ってはだめ」ではなく「ここに居ようよ」と場所を示す	知的障害者施設や特別支援学校関係者など	本人が通う施設や特別支援学校へ連絡 トイレ利用時に介助者をつけるなど配慮が必要な場合もある	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※愛の手帳1～2度に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難
発達障害(自閉症など)の方	環境の変化で不安になりやすい。困っていることを説明できない。集団行動が苦手な人が多い。個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	居場所を示し、間仕切りなどを設置 パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	感覚過敏で特定のもののしか食べられない人、食べ物の温度にこだわりのある人、重度の嚥下(えんげ)障害でペースト食が必要な人もいる。配給の列に並べないことがある。個別対応が必要		保健師、精神保健福祉士や避難者本人が通学・通所する学校・施設の関係者など	けがや病気に注意(痛みがわからない) 必要に応じて医療機関などに連絡(薬の確保など) トイレ混雑時の利用方法(割り込みの許可など)を検討	○
精神疾患のある方	適切な治療と服薬が必要。環境の変化が苦手な人もいる。見た目ではわかりにくく、自ら言い出しにくい。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	日頃服用している薬など	本人の状態に合わせてゆっくり伝える(状況に応じメモ、プリントを併用する)	保健師、精神保健福祉士や避難者本人が通学・通所する学校・施設の関係者など	必要に応じて医療機関などに連絡(薬の確保など)	○

区分	特徴	区民避難所での主な配慮事項					要配慮者スペース確保の必要性
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他	
高次脳機能障害のある方 脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部に損傷受け、その損傷部位によって、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に生じる障害のある人	環境の変化で不安になりやすい。新しいことを覚えられない、集中力が続かない、段取りよくものごとを進められない、感情や欲求のコントロールができない、失語症など症状がそれぞれ異なる。個人差が大きく、見た目ではわからないこともあるため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	イライラしている場合やパニックになったら椅子や別室など落ち着ける場所へ移動 自分の場所が覚えられない場合は、位置がわかりやすい角や壁際の確保やビニールテープや貼り紙で目印を表示	日頃服用している薬など	話したいことを話せないことがあるため、絵や図、メモなど使い、「ゆっくり」「はっきり」「短い言葉で」「具体的に」に伝える。 避難所への目印などを見落としてしまうことがあるため、大事な事項は声かけ、説明をする。	医療機関関係者や避難者本人が通学・通所する学校・施設の関係者など	やることを書いたメモを持参していないか確認する。何をするのか忘れてしまう場合には、やることをメモに書いて渡す。 てんかん発作のある方には、頻度や対応の仕方をあらかじめ確認し、薬の飲み忘れに注意する。	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～2度に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難
重症心身障害のある方 重度の肢体不自由と知的障害が重複している。	ほとんど寝たきりや自力で起き上がれない状態が多く、オーダーメイドの車いすなどを使用している。ストレスや疲労衛生環境の悪化により症状が悪化しやすい。	体温調整がうまくできない場合があるため、温度や湿度の調節ができる場所へ移動 オーダーメイドの車いすで通れる空間の確保	家族が本人のそばを離れないことがあるため、物資の配布方法に配慮する。人工呼吸器や胃ろう、吸引などが必要な場合がある。	家族が本人のそばを離れないことがあるため、情報の伝達方法に配慮する。	医療機関関係者や避難者本人が通学・通所する学校・施設の関係者など	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡（器具や薬の確保） ・福祉避難所へ連絡 →必要に応じて移送 車いすに座った状態だと、太陽や電灯光がまぶしく感じることがあるため配慮が必要	○ ※区民避難所に避難してきた場合 ※身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～2度に該当する方で、品川区避難支援個別計画書が作成されている方は、原則、福祉避難所へ避難

区分	特徴	区民避難所での主な配慮事項					要配慮者スペース確保の必要性
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他	
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要	衛生的で段差などのない場所、防寒・避暑対策をする。	日頃服用している薬、妊婦用の衣類・下着、毛布、妊婦向け食料、衛生用品など	—	助産師、医療機関関係者、保健師など	洋式トイレの優先使用、感染症対策 必要に応じて医療機関に連絡	○
乳幼児・子ども	感情を十分言語化できないため、災害時には、疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子もいる。	衛生的な場所 で防寒・避暑対策をし、子どもが騒いでもよい環境	紙おむつ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ミルク調整用の水、哺乳瓶、離乳食、おしりふきなどの衛生用品、日ごろ服用している薬など	絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的に、ゆっくり、やさしく、伝える。	保育士、保健師など	授乳室やおむつ替えの場、子どもが遊べる部屋の確保、感染症対策、子どもの特性に応じたメンタルケア	○ ※母子（乳児）については、適宜、要配慮者スペースを確保
女性	避難所利用者の約半数を占めるが、運営への意見が反映されないこともある。	—	女性用の衣類・下着、生理用品、暴力から身を守るための防犯ブザーやホイッスル鏡や化粧品、爪切りなど	—	—	運営への参画、暴力防止対策、トイレや更衣室などを男女別にする。 生理用品（廃棄方法や、同性配布）、性別役割の固定を防ぐ。	—
性的マイノリティの方（LGBT）	見た目ではわかりにくく、自ら言いだしにくいこともある。	—	—	—	—	男女双方利用可能なトイレや、個室の更衣室などの設置。 性別役割の固定を防ぐ。	—
育児・介護・介助の同伴で異性の方	—	—	—	—	—	介助を行いやすくするため、男女双方使えるトイレの設置や、風呂の利用等で個別の時間を設ける。	—
外国人	日本語の理解力不足により、情報収集が困難なので、多言語などによる情報支援が必要	宗教によっては礼拝する場所が必要	災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード、多言語辞書 文化や宗教のちがいにより食べられないものがある人もいるので注意	通訳、翻訳、絵や図・実物を示し、わかりやすく短い言葉（ひらがな・カタカナ）で、ゆっくり伝える。	通訳者など	日本語が理解できる人には、運営に協力してもらう。 文化や風習、宗教による生活習慣のちがいもある。	—
文化・宗教上の理由で食べられないものがある方	見た目ではわからない場合もあるので、事前に食べられないものの確認が必要	—	認証を受けた食品や、特定の食物をのぞいた食事（調味料などにも注意）	食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表を多言語で掲示	通訳者など	—	—
けがや病気の方	—	・衛生的な場所で安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策をする。 ・病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師などの派遣を依頼する。 ・必要に応じて近隣の医療機関に移送する。					○
避難所以外の場所に滞在する被災者	—	・情報や支援物資が行き届かないことがあるため、個別訪問などで状況を把握する必要がある。 ・特に家族などの支援者がおらず、区民避難所などに自力で避難することができない人の情報を把握し、食料や物資の配布方法、情報の提供方法を検討する。					—
帰宅困難者	—	・自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間、一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者などの受入れについては、施設内に地域住民とは別のスペース（できれば別室）に一時的に受け入れるなど配慮する。					—

（１２）資料－12. 区民避難所利用者の事情に配慮した広報の例

区民避難所利用者全員に伝える必要がある情報は、できるかぎり簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさけ、漢字にはふりがなをつけたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。

さらに、複数の手段を組み合わせる。

< 配慮の例 >

目の見えない方 (見えにくい方)	・音声による広報 ・手文字（手に文字を書く）・点字の活用 ・サインペンなどで大きくはっきり書く ・トイレまでの案内用のロープの設置 ・トイレの構造や使い方を音声で案内する など
耳の聞こえない方 (聞こえにくい方)	・掲示物、個別配布による広報 ・筆談 ・メールやFAXの活用 ・手話通訳者の派遣依頼 ・要約筆記者の派遣依頼 ・光による伝達（呼び出しの際ランプを点滅させる） ・テレビ（文字放送・字幕放送が可能なもの） など
外国人	・通訳、翻訳 ・区民避難所利用者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・翻訳ソフトの活用 ・通訳者の派遣依頼 など

< 様々な広報手段 >

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホンなど
掲示による広報	掲示板への掲示、区民避難所の前や町会の掲示板への掲示など
個別配布	ちらしなどを作成し、各班や各世帯、全員に配布するなど
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう、自宅への個別訪問など
メールなどを活用	メール、SNS、インターネットを活用するなど
翻訳・通訳	外国語、手話、点字などへの変換、筆談、絵や図の活用など

（１３）資料－13. こころの健康

悲惨な体験の後には、心身に思いがけない様々な変化が起こる。このような変化の全てを病的なものとして捉える必要はなく、身体的な健康管理と同時に、安全、安心、安眠と栄養が確保されるよう、支援を行うことが望ましい。

（１）災害時の心的反応プロセス

被災者に起こる変化は、態度、しぐさ、表情、口調などからわかるものや、実際に面談して明らかになるものまで多様であること、また、災害によって引き起こされた様々な被害や影響がもたらすものには個人差があることに注意する。

初期 (発災後一か月まで)	不安	態度が落ち着かない、じっとできない、怖がる/おびえる、ふるえ、動機
	取り乱し	話がまとまらない、行動がちぐはぐ、興奮している、涙もろい
	茫然自失	ぼんやりしている、無反応、記憶があいまい
	その他	睡眠障害
中長期 (発災後一か月以降)	緊張状態が続く(過覚醒)	常に警戒した態度をとる、些細な物音や気配にハッとする
	過去に経験したことを思い出す(想起)	悲惨な情景をたびたびありありと思い出す、悲惨な情景を夢に見る
	回避、麻痺	災害を連想させる場所・もの・人・話題を避けようとする 感情がわからず何事にも興味が持てない
	気分の落ち込み(抑うつ)	憂鬱な気分、絶望感、無力感、孤独感、自分を責める
	その他	睡眠障害、アルコール摂取量が増える、他者を責めるなど

（２）対応

- ・被災者が自発的に支援を求めることは少ない。
- ・話したい人がいれば共感をもって聴くが、無理やり話をさせることはしない。（話を聴く場所は、プライバシーを配慮した部屋（相談室など）とする。）
- ・被災体験を聴くよりも、日常生活での支障や困っていることを聴き、支援することが望ましい。
- ・医師や保健師、精神保健福祉士に相談しながら、声かけ時の留意点など共有する。

（１４）資料－14. 支援者（避難所運営側）の心のケア

被災者を支援する人は、自分自身の健康問題を自覚しにくい上、その使命感のために休息や治療が後手に回りやすい。支援者には、被災者とは違うストレスが生じていることを認識し、十分な健康管理を行う必要がある。

（１）支援者のストレスの要因

- ・自分自身や家族、知人など身近な人も被災者である場合、特に身近な人よりも他者の支援を優先することが、心理的な緊張や疲労感をもたらす。
- ・不眠不休で活動するなど、災害直後の業務形態が慢性化してしまう。
- ・自身の使命感と、物資や資機材の不足など現実の制約との間で葛藤を生じやすい。
- ・被災者から、怒りや不安などの感情を向けられることがある。
- ・被害現場を目撃することでトラウマ反応を生じる。

（２）支援者のストレス症状のチェック

下記のいくつかに当てはまると、大きなストレスを抱えている可能性がある。

☐ 疲れているのに、夜よく眠れない	☐ いつもより食欲がない
☐ 動悸、胸痛、胸苦しさを感ずる	☐ 物事に集中できない
☐ 涙もろくなる	☐ 身体が動かない
☐ イライラする	☐ 朝起きるのがつらい
☐ 酒の量が増えた	☐ 無力感を感じる
☐ 強い罪悪感を持つ	☐ 自分の身だしなみに関心が持てない
☐ 人と口論することが多くなった	

（３）支援者のセルフケアのための留意点

活動しすぎない	・自分の限度をわきまえて、活動のペースを調整する。 ・現場に長時間留まったり、１日にあまりに多くの被災者と関わったりしないよう「仕事を人に任せる」「断る」などする。
ストレスに気付く	・「（２）支援者のストレス症状のチェック」などを実施して自分の健康を管理し、ストレスの兆候に早めに気づくようにする。
ストレス解消に努める	・リラクゼーションや身体的ケア、気分転換、仕事以外の仲間（家族、友人等）との交流などでストレスの解消に努める。 ・ストレスや疲労解消のための食物や医薬品の過剰摂取は避ける。（カフェインもかえって不安を増強させることがあるので注意）
孤立を防ぐ	・活動はペア（２人１組）で行う。（１人で活動しない。） ・自分の体験を仲間と話し合い、先輩からアドバイスを受ける機会を定期的に設ける。
考え方を工夫する	・自分の行動をポジティブに評価しネガティブな考えは避ける。セルフケアを阻害する態度（休憩を取るなんて自分勝手だ、みんな一日中働いているから私もしなければいけないなど）を避ける。

(15) 資料-15. 女性・子どもの被害防止のための普及啓発（チラシ）

災害時における性暴力（DV以外）の事例シート（阪神淡路大震災・東日本大震災）より

避難所に更衣する場所がないので
更衣室をダンボールで作ったところ上から
のぞかれた。その更衣室を使うときは
見張りを立てるようにした（13～16歳女子）

避難所で成人男性からキスしてと言われた。
トイレまでついてくる。着替えをのぞかれる。
母親を含めて誰にも知られたくない。
加害者が避難所にいらなくしてほしい。（6～12歳女子）

男子が同じ避難所にいる男性に
わいせつな行為をされた。
ほかの男子数名も被害に遭った。
家族が、避難所の宿直だった役場職員
に相談し（中略）、加害者には避難所
から出てもらうことにきまったが、その前に
加害者は避難所を出た。
（6～12歳男子）

避難所で夜になると
男の人が毛布に入ってくる。
周りの女性も
「若いからしかたないね」
と見て見ぬふりをして助けてくれない
（20代女性）

授乳しているのを男性に
じっと見られる。
警察に連絡したら
巡回の回数が増やされた。
その後、授乳スペースが設けられた。
（30代女性）

避難所・避難先では 困っている女性や子どもを狙った 性被害・性暴力、DVなどが増加します

東日本大震災女性ネットワーク調査チーム 2015『東日本大震災「災害・復興における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書より

自分を大切にしてください

単独行動はしない
ようにしましょう！

性的な嫌がらせやいたずらなど
尊厳を傷つける行為も犯罪です

被害をうけたら相談を！

周囲の目と支えがたよりです

見ないふり・知らないふりをせず
助け合いましょう

ストレスをためず
不安な気持ちも声
に出しましょう

相談機関

※相談は無料です。秘密は守られます

※受付時間は状況により変化する場合があります。ご了承ください

熊本市男女共同参画センターはあもにい

(16) 資料-16. エコノミークラス症候群予防のために (チラシ)

エコノミークラス症候群予防のために

○エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○予防のために心がけると良いこと予防のためには、

- ・ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- ・十分にこまめに水分を取る。
- ・アルコールを控える。できれば禁煙する。
- ・ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- ・かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする。
- ・眠るときは足をあげる。

○予防のための足の運動



「大規模災害における保健師の活動マニュアル」(日本公衆衛生協会全国保健師長会)

(1 7) 資料－17. 防災設備の確認方法

ア 非常用発電設備

- ① 非常用発電設備は、停電発生から 30 分後に自動運転を開始する。
- ② 発電設備の運転中は、非常用照明・電源を利用できる。
運転開始後、約 72 時間使うことができる。
※非常用発電設備の燃料は軽油であり、発電量に応じて運転時間が増減する。
- ③ 非常用発電設備の運転を停止するには、主事室等にある「非常用発電設備停止スイッチ」を押す。



非常用発電設備（軽油で動作）



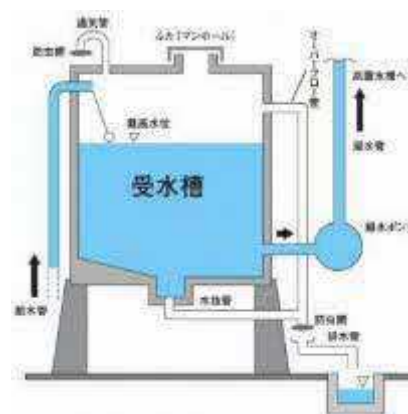
非常用発電設備（手前）

イ 受水槽

- ① 受水槽は、上水が利用可能となっている。
- ② 受水槽下部にある給水蛇口から取水する。
※受水槽上部の点検用マンホールから、バケツ等を用いて取水しないこと（水が汚染されるため）。



受水槽



受水槽の構造（模式図）

ウ ろ過機

※プールの水をろ過機で処理し、生活用水として利用することができる。

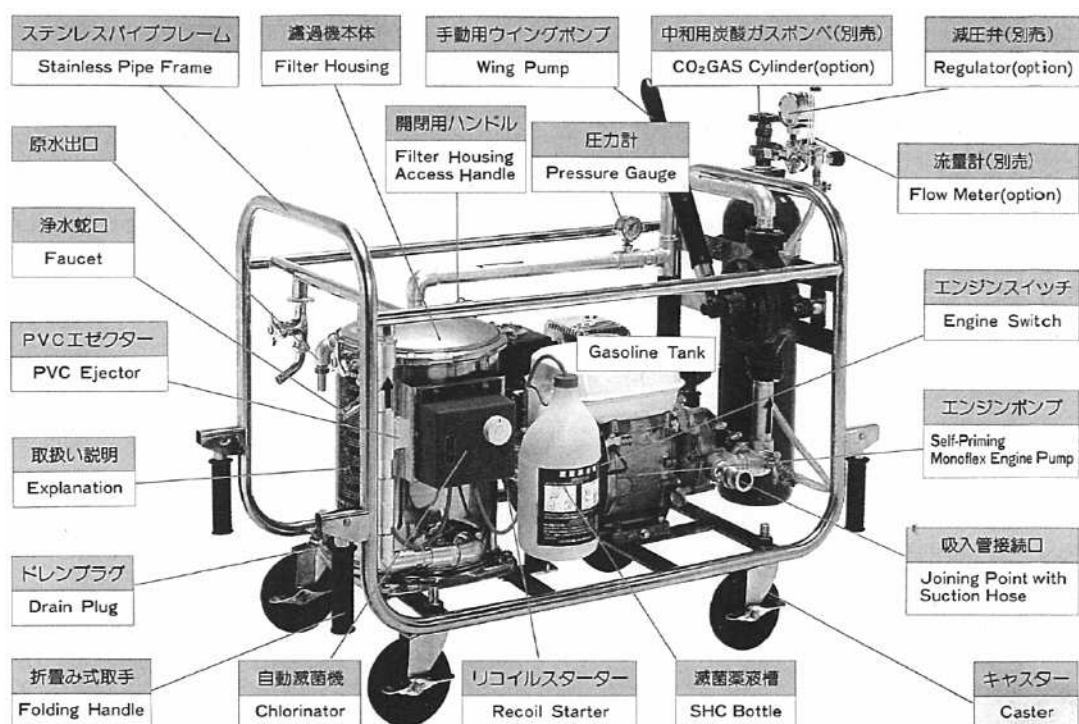
以下は自動ろ過機についての説明である。区民避難所によっては手動式タイプのろ過機もある。

- ① 吸入管とろ過機本体を接続し、吸入管を水源（プール）に入れる。
- ② 滅菌剤（ビューラックス 6 % 原液）を 20 倍にろ過水で希釈し、滅菌薬液槽に入れる。
- ③ 滅菌機のダイヤルを調整し、点滴確認管で注入を確認する。
- ④ エンジンを作動し採水する。手動で採水することも可能である（手動用ウイングポンプを使用）。

※燃料にはレギュラーガソリンを使用すること（軽油不可）。

【重要】給油時は火気厳禁。必ず携行缶を使用すること（ポリタンク不可）。

- ⑤ 試験薬でろ過した水の残留塩素が 1.0ppm になったことを確認した後、浄水蛇口から給水する。



自動式ろ過機各部名称



自動式ろ過機 倉庫外観

エ 防災井戸

防災井戸の水は、生活用水として利用できる。

※飲料水としては利用しないこと。



防災井戸

オ 特設公衆電話

- ① 特設公衆電話のジャックに電話線ケーブルを接続する。国際電話が利用可能なジャックにつなげたケーブルを確認する。
- ② ケーブルが届く範囲の廊下に長机等を設置し、特設公衆電話スペースとする。
- ③ 電話機を収納箱から取り出し、ケーブルと接続して長机上に設置する。各機の受話器を外して発信音（ツーという音）がするか確認する。
- ④ 壁に「特設公衆電話」の張り紙を掲示する。国際電話の利用が可能な電話機には、「国際電話も利用可能」と表示する。



特設公衆電話ジャックのある EPS イメージ



電話機の設置イメージ



特設公衆電話ジャックのある小型ボックスのイメージ

ジャックは EPS（電気配線シャフト）のほか、小型ボックスに収納されている場合もあり、区民避難所によって異なる。

カ マンホールトイレ用便槽

- ① 災害用便槽（マンホール）の上に、便器と TENT を組み立てる。
- ② 具体的な組み立て方法を次ページに記載。

マンホールトイレの組み立て方

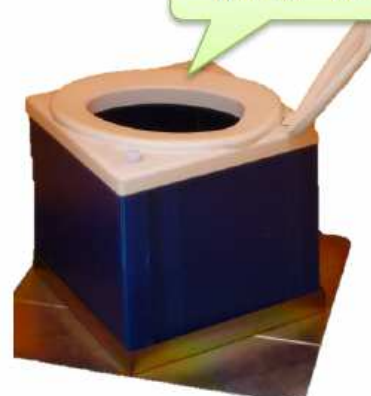
中身一覧等



完成図



⑪洋式トイレ



洋式便座に座った時に正対する方向を「前」、逆側を「後」と表記する。

組み立て方①

土台側



1. 土台に4本のジャッキを均等になるように入れる



2. 裏返し、土台が水平になるようにジャッキを調整する



3. 4本の下柱を土台に立てる
(前側には穴の空いた柱を立て



4. 左右穴の空いた前下柱にバーを渡す



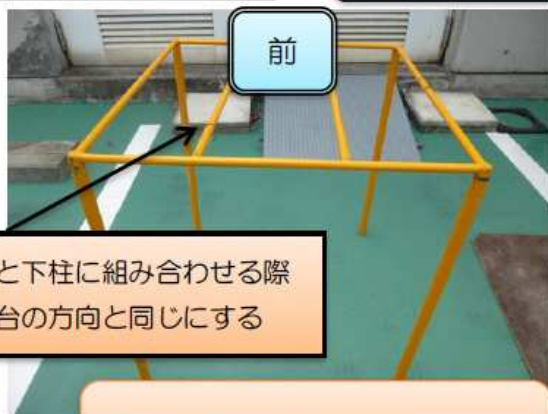
5. 渡したバーに紙入袋を取り付ける



6. 床板をセットする
土台の向きと穴の向きを注意する

組み立て方②

天井側～天井側と台側を組み合わせる



上柱と下柱に組み合わせる際は土台の方向と同じにする

7. 天井に上柱を入れる



8. 外装シートをかける
外装シートの入り口は図のようにかける



9. 上柱の下までゆっくりと外装シートを下げる



10. 上柱を下柱に組み合わせる
土台と天井の枠は同じ方向にする



11. 下までゆっくりと外装シートを下げる



12. 洋式トイレを設置して完成

その他



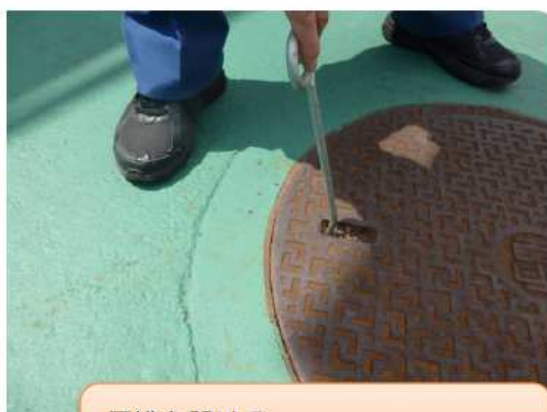
使用時はチャックを閉める



短いアンカーはアスファルト用
長いアンカーはグラウンド用



必要に応じて天井のフックにライトを掛けたりできる



便槽を開ける
避難所によって形が異なる



○便槽蓋○
この上にマンホールトイレを組み立てる

- 各避難所へのトイレ関係配備状況○
- ◇マンホールトイレ（外枠）5基
 - ◇マンホールトイレ（洋式トイレ）5台
 - ◇トイレトーパー100巻
 - ◇室内用組立式簡易トイレ 100回分
 - ◇既設トイレ用携帯トイレ袋5,000回分

※配備状況は各避難所で異なる

(18) 資料-18. 区民避難所での生活継続判断シート

* 健康状態から避難者の容態を区分し、処置を行うためのシート

(判断基準は災害規模や被災の状況により異なるため、あくまでも参考扱いとする。)

	区分	処置の例	対象者の具体例（参考）
Ⅰ	医療機関や福祉避難所で常に専門的なケアが必要	医療機関へ搬送 医療依存度が高く医療機関への保護が必要	・人工呼吸器を装着している方 ・気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な方
		福祉避難所へ移送 福祉施設での介護が常に必要	・重度の障害者のうち医療ケアが必要でない方 ・寝たきりでの介護が常時必要な方
Ⅱ	他の被災者と区別して、専門的な対応が必要 （福祉避難所や、環境・体制を整えることで生活可能だが、対応できない場合は専門家の支援やライフラインが整った環境での避難所生活を検討する）	福祉避難所への移送または区民避難所内で福祉的な対応が必要 福祉的なニーズが高く、介護援助等の継続が必要	・日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者（軽中程度の要介護高齢者など）の方
			・精神障害・発達障害・自閉症で個別の対応が必要な方
			・日常動作や生活面で一部介助や見守りが必要な視力障害、聴力障害、身体障害（軽中程度の障害など）のある方
Ⅲ	定期的な専門家の見守りや支援があれば、福祉避難所・区民避難所や在宅での生活が可能	福祉避難所への移送または区民避難所内で医療的な対応が必要	・医療ケアの継続が必要な方 （在宅酸素、人工透析、インシュリン注射など）
			・感染症で集団生活場面からの隔離が必要な方
			・乳幼児、妊産婦など感染症の防除が特に必要な方
			・親族の死亡、PTSDなどで精神的に不安定で個別支援が必要な方（医師の判断により被災地を離れる必要性がある）
		医療的な対応が必要	・慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能な方
			・精神的に不安定さや不眠などの症状はあるが、見守りや傾聴などの支援が必要な方
		福祉的な対応が必要	・見守りレベルの介護が必要で、ヘルパーや家族等の支援が確保できれば、区民避難所や在宅生活が可能な方
・高齢者のみの世帯など、ライフラインの途絶により、在宅生活継続のための生活物資確保に支援が必要な方			
		保健的な対応が必要	・骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者など生活不活発病予防のために、椅子の配置や運動の促しなどの支援が必要な方
Ⅳ	現状では生活は自立している。 →区民避難所や在宅での生活が可能		

（１９）資料－19. 区民避難所の防火対策

避難所管理責任者は、区民避難所の火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図ること。

1 防火担当責任者の指定

区民避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を定めること。

2 火気管理の徹底

（１）喫煙場所を指定する場合には、受動喫煙防止に十分留意した場所とすること。喫煙場所には、水が入ったバケツ等に吸い殻を入れる等、消火を適切に実施すること。

（２）区民避難所スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制し、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つこと。

3 消防用設備等の確認

消火器、避難器具等の設置位置、操作方法を把握するとともに、地震等により消防用設備等は「使用不能」の表示を行うこと。

4 避難施設等の管理

（１）階段、通路等の避難施設は、火災の予防または避難に支障となる物件等を置かないように管理すること。

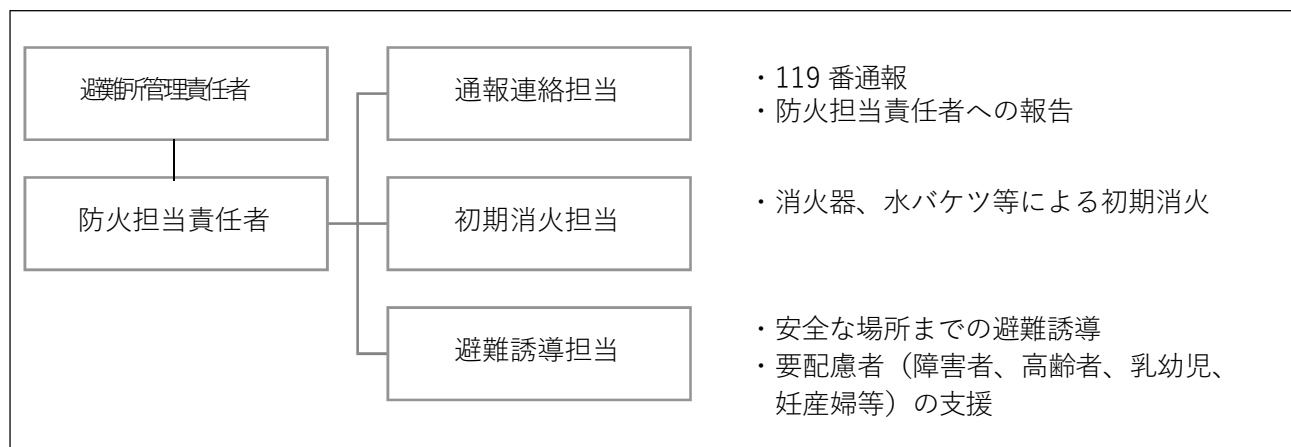
（２）避難口または地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、鍵等を用いず容易に開放できるように管理すること。

5 放火防止対策

避難所の屋内および屋外、ごみ集積所、喫煙場所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し警戒に当たること。

6 自衛消防の組織の編成等

火災等が発生した場合の被害軽減を図るため、区職員や区民避難所の自治組織等による自衛消防組織を編成するとともに、各担当の任務を確認し、訓練を実施すること（下図参照）。



7 避難所での順守事項の周知徹底

「防火安全に係る注意事項」を避難所の見やすい場所に掲示し、避難者に周知徹底を図ること。

(20) 資料-20. 炊き出しチェック表

炊き出しチェック表

あらかじめ下記にご記入のうえ、当日ご持参ください。

①区民避難所名	
②団体名	
③責任者	
④連絡先	
⑤提供日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
⑥提供メニュー	※提供可能なものは、①加熱した食品・②皮付きの果実・③市販の加工食品のみです。 メニュー（ ） 食 数（ ）
⑦調理従事者数	人
⑧車の台数	台
⑨準備物	マスク／ビニール手袋／帽子、三角巾／消毒用アルコール

【注意事項】 事前に申し出たメニュー以外は提供しないでください。

★当日、調理作業前に炊き出しに従事する方全員で点検してください。

(健康チェックで1つでも該当する方は、調理・配膳に従事できません)

点検項目	点検結果		
下痢、発熱の症状はありますか？	☐ なし	☐ あり	(人)
手指に傷はありませんか？	☐ なし	☐ あり	(人)
指輪は外していますか？	☐ 外している	☐ 外していない	(人)
衣服は清潔ですか？	☐ 清潔	☐ 不潔	
爪は短く切っていますか？	☐ 短い	☐ 長い	
毛髪が落ちないようにしていますか？	☐ はい	☐ いいえ	

★責任者が点検してください。 氏名（ ）

健康チェックで問題のある人はいませんか	☐ いない ☐ いる（⇒調理や配膳はできません）
提供食品は、全て加熱調理品ですか	☐ 加熱調理品のみ ☐ 加熱しない調理品あり（⇒提供できません）

経過記入欄	メニュー変更	☐ なし	☐ あり ()
	問合せ等	☐ なし	☐ あり ()

避難所での調理における注意点

食中毒予防の3原則

1 細菌を つけない

手には食中毒の原因となる細菌がついていることがあります。調理の前には必ず手を洗い、食品にはなるべく素手で触らないようにしましょう。

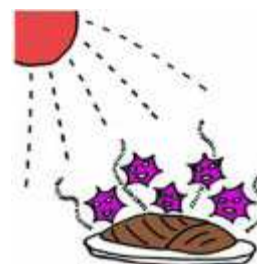
○ポイント：調理前には必ず手を洗う



2 細菌を 増やさない

細菌の多くは、高温多湿な環境で増殖が活発になります。食べ物に付着した菌を増やさないためには、時間・温度管理が重要です。

○ポイント：食品を常温で長時間放置しない



3 細菌を やっつける

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅します。食品は中心までよく加熱することが大切です。

○ポイント：食品は中心部までしっかり加熱する



手洗いの方法

①



手のひら、指の腹を洗う

⑤



親指をねじり洗いする

②



手の甲を伸ばすように洗う

⑥



手首を洗う

③



指先・爪の間を洗う

⑦



よくすすぎ、ペーパータオルで拭く

④



指の間を洗う

⑧



消毒用アルコールをよくすりこむ

水が使えない時の手洗いの方法

①



ウェットティッシュで、汚れをよく落とす

②



消毒用アルコールをよくすりこむ

消費期限 賞味期限について

	消費期限	賞味期限
意味	食べても安全な期限	おいしく食べられる期限
期限後に 食べた場合	健康被害が 生じる可能性がある	健康被害が 生じる可能性は低い
表示のある 食品	弁当、サンドイッチ、 洋生菓子 等	お菓子、缶詰、飲料 等

※共に、開封されていない状態で、表示される保存方法に従って保存した場合の期限です

①消費期限が定められているものはその期間内に食べる

②炊き出し等で調理されたものはその日のうちに食べる

別紙パンフレット（資料－25）の掲示など、区民への周知をお願い致します

食中毒に気を付けよう

～消費期限について～

包装されている食べ物には、安全に食べられる期限（消費期限）が記載されています

消費期限をよく確認しましょう



炊き出しなどで調理されたものはその日の内に食べ、
翌日に持ち越さないようにしましょう

（２６）資料－26. 配給量の目安

１人分（または１家族分）の配分を考えます。

避難所運営会議に、物資の管理状況とともにどれくらい配給できそうか報告・相談しましょう。

配給量の考え方

（参考）熊本地震時における配給基準

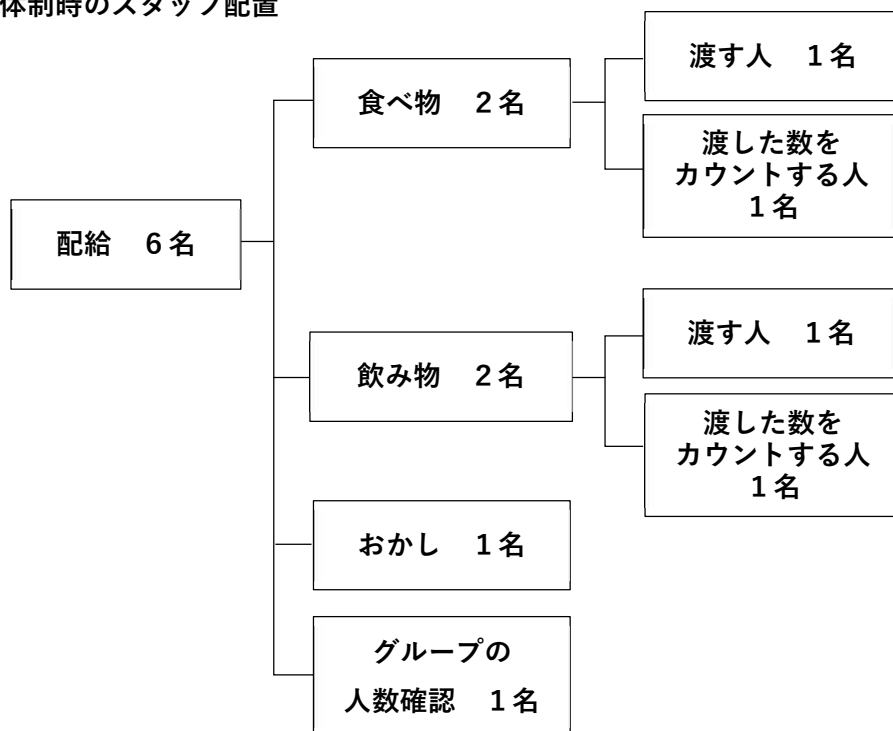
- ・食べ物「おにぎり一つ＝一人分」を基準として考えます。
- ・飲み物は種類に関係なく、「容量のみ」で振り分けを行います。

食べ物	おにぎり	１つ	１つ分	飲み物	250ml	１人分
	サンドイッチ	１袋 (２つ入り)	２人分		500ml	２人分
	デニッシュパン	１袋 (６本入り)	３人分		１L	１家族分

配給の方法

- ・避難所運営会議で決まった物資を、班の代表者または個人に取りに来てもらいます。
- ・可能であれば、配給の前に一人分の配給内容をアナウンスし、トラブルの未然防止に努めましょう。

基本の６人体制時のスタッフ配置



（２７）資料－27. 食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの

1. 原材料の表示

（１）表示するもの

- ・食物アレルギー（食品衛生法関連法令より）

必ず表示	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
なるべく表示	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

- ・宗教上の理由などへの対応

宗教上の理由による食べ物の禁忌は、アレルギーと同様の取扱いが必要（多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル（国土交通省総合政策局観光事業課）より）

ベジタリアン	肉全般、魚介全般、卵、一部ではあるが乳製品、一部ではあるが根菜・球根類などの地中の野菜、一部ではあるが五葷（ごくん）（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
イスラム教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、いか、たこ、貝類、漬物などの発酵食品 ＜ハラール(HALAL)＞ ハラールとは、イスラムの教えで許された健全な商品や活動（サービス）全般のこと。ハラール認証を受けた食品もある。
仏教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるが牛肉、一部ではあるが五葷（ごくん）（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
キリスト教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるがアルコール類、コーヒー、紅茶、お茶、タバコ
ユダヤ教徒	豚、血液、いか、たこ、えび、かに、うなぎ、貝類、ウサギ、馬、宗教上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせなど

（２）表示のしかた

- ・加工食品、調味料、出汁などの原材料にも注意する。
- ・各食材の原材料表示部分を切り取り掲示する。切り取りづらい場合はコピーする。

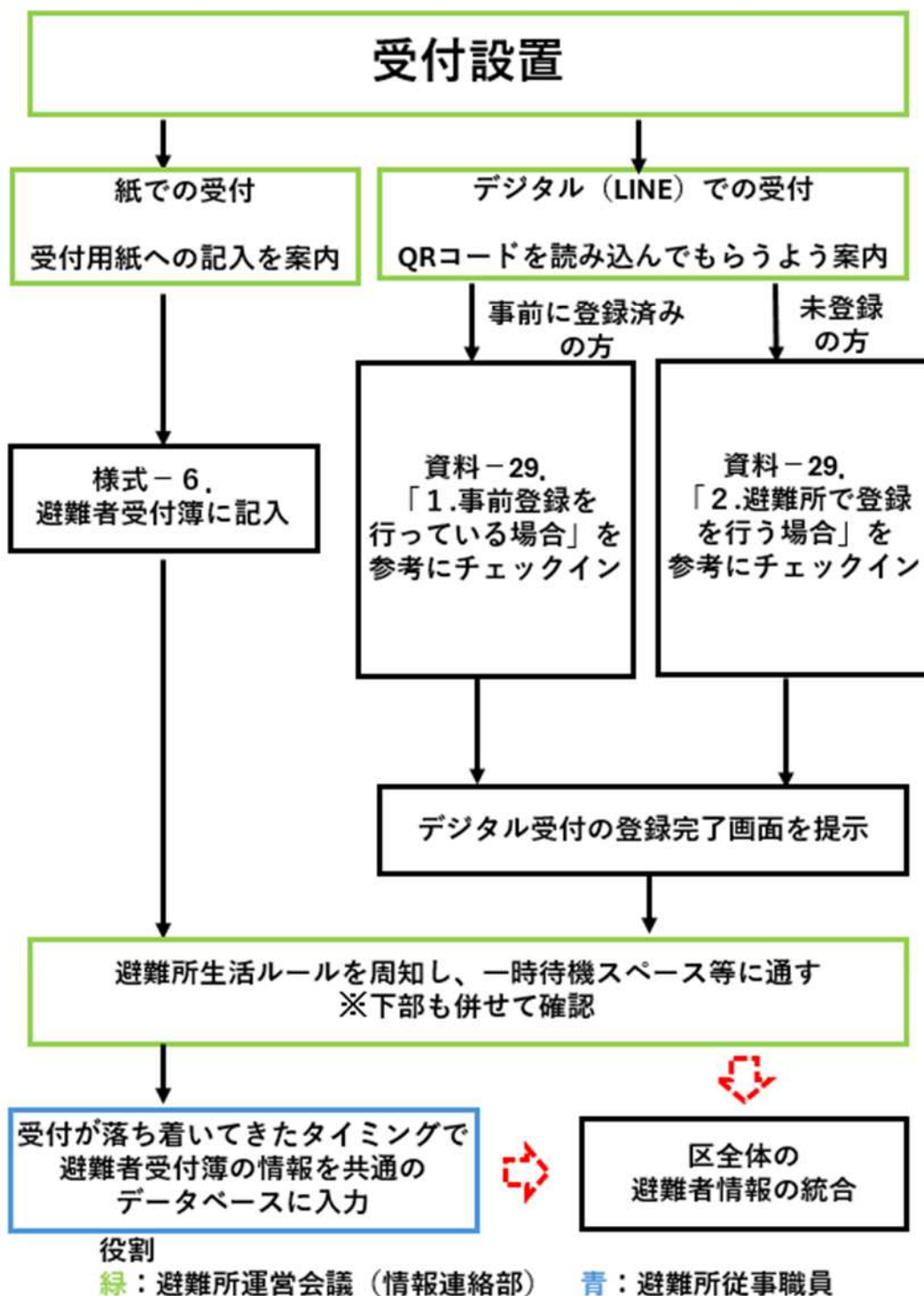
2. 調理時の工夫や注意点

個別に対応が必要な人の家族に調理場の一部を開放し、自分たちで作ってもらう。

家族以外の人がつくる場合は……

- ・調理の手順を決め、複数人で確認をする。
- ・調理台、食器を分ける。（食器は色で分けておく）
- ・鍋やフライパンなどの調理器具や食器、エプロンを使い回さない。
- ・和え物などはアレルギー抜きものを先に作り、取り分けておく。

(28) 資料-28. LINEを活用した避難所受付等手順書



※避難所運営会議内で避難者情報を把握する必要がある場合は、避難所従事職員と協力すること
 ※避難者情報は個人情報に当たるため、防災区民組織内で閲覧できる者を限定すること（情報連絡部の部長、副部長に限るなど）
 ※避難者に関する情報公開は、個人情報保護の観点から原則禁止とする

(29) 資料-29. LINE避難者把握システム登録マニュアル

1. 事前登録を行っている場合

①避難所にある各避難所のQRを読み取ります。



するとLINE上で下記のメッセージが届きます。



②品川区公式LINEよりメッセージが届くため、メッセージを開きます。



チェックインが完了するため、避難者の登録を行います。
「手続きを行う」を選択します。

③すでに事前登録を行っている場合は「選択」を押し、事前登録を行っている避難者を選択します。
選択を行うとチェックインが完了します。



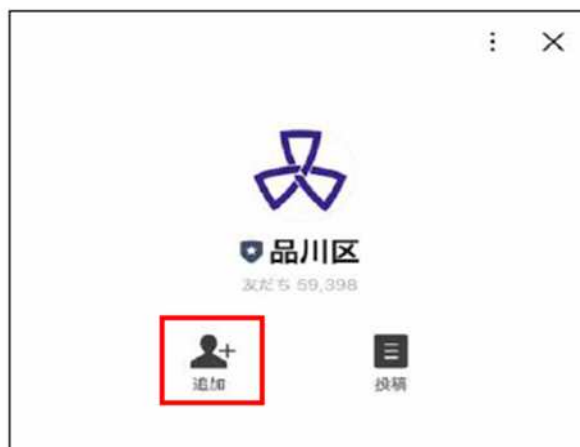
2. 避難所で登録を行う場合

1 【品川区 公式LINE】との友達登録

すでに友達登録を行っている方は次のページにお進みください。



①カメラや専用アプリで、QRコードの読み取りを行います。



②上の画面が表示されるため、「追加」を選択します。



2 避難者情報の登録

①避難所にある各避難所の QR を読み取ります。

品川学園



インターネットに繋がったスマートフォン、タブレットから上記のQRを読み込んでください。読み取り後LINEアプリを開いてトーク画面から「回答を開始」をタップしてください。



スマートフォンでQRを読み込んでください。

自動的にチェックインが完了します。

LINEアプリでトーク画面上にメッセージが届いているので「回答を開始」を選択してください。

するとLINE上で下記のメッセージが届きます。



品川区

トーク画面を開いて手続きをしてください

14:48

2

品川区公式LINEよりメッセージが届くため、メッセージを開きます。



避難所の入所手続きを行います

手続きを行う

9:31

チェックインが完了するため、避難者の登録を行います。

「**手続きを行う**」を選択します。



入所手続きを行う方を選択してください。
※事前登録をしていない場合は「なし」を押してください

選択

9:31

中止

戻る

なし

②事前登録をしていない場合は「**なし**」を押します。



避難者登録に関する同意

本登録は、災害発生時における避難者の迅速な把握および支援対応を目的として行うものです。

ご登録いただいた情報（氏名、住所、連絡先、配慮事項等）は、災害発生時またはそのおそれがある場合に、避難状況の確認、安否確認、必要な支援の提供、自治体からの連絡のために利用します。

取得した個人情報は、法令に基づき適切に管理し、上記目的以外では利用しません。

内容をご確認のうえ、同意いただける場合は「同意する」を選択してください。

同意する

同意しない

13:29

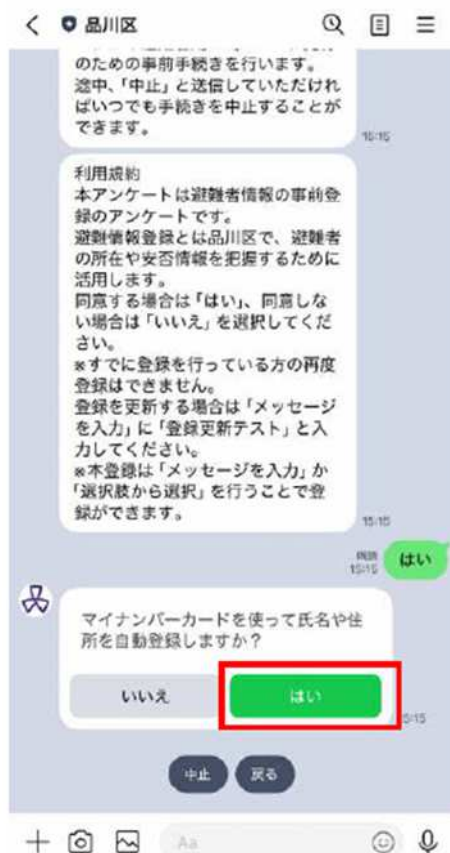
中止

戻る

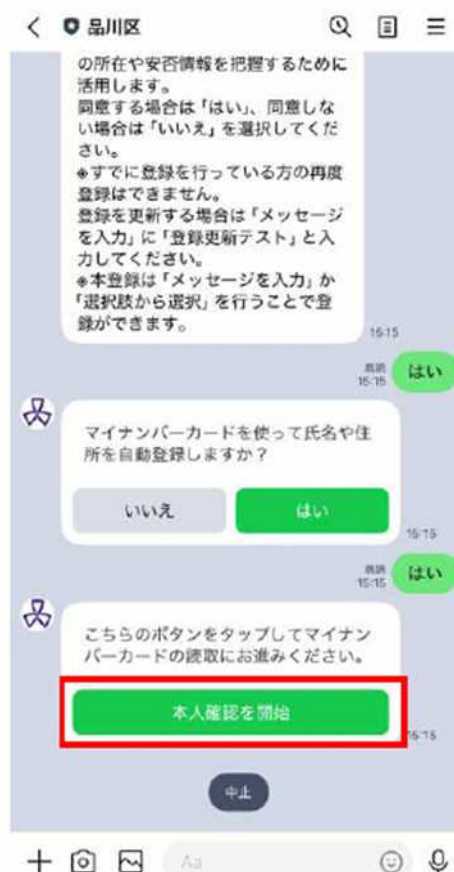
③利用規約の確認を行い、同意する場合は「**同意する**」を選択してください。

パターン①:マイナンバーカードを使用する場合

マイナンバーカードを使用すると【氏名・生年月日・住所・性別】の項目を自動入力いたします。
マイナンバーカードを使用しない場合は⑩へお進みください。



④マイナンバーカードを使用する場合は「はい」を選択します。
使用しない場合は「いいえ」を選択します。



⑤「本人確認を開始」を選択します。



⑥マイナンバーカードを使用して本人確認を行います。
「はじめる」を選択します。

本人確認

 サービス提供者
品川区

マイナンバーカードの読み取りによる本人確認を行うことで、以下が実施される旨をご確認の上、手続きを進行してください。

- ・サービス提供者が提供するサービスの利用または手続きの申請等に対して、マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用して電子署名を付与します。
- ・サービス提供者が、マイナンバーカードに記載されている氏名、住所、生年月日、性別の情報を取得します。

キャンセル 確認

⑦サービス提供者が「品川区」になっていることを確認し、「**確認**」を選択します。

本人確認

マイナンバーカードの読み取り
(電子署名)

本人による申請であることの証明および申請データの改ざん防止のため、電子署名を付与します。署名用パスワードの入力後にマイナンバーカードを読み取ることで、電子署名の付与が完了します。

Step 1 パスワードを入力

マイナンバーカード発行時に設定した署名用パスワードを入力してください。

署名用電子証明書パスワード
(英数字6～16文字 *アルファベットは大文字のみ)

① 署名用電子証明書
暗証番号

② 住所表示用電子証明
書暗証番号

③ 住所表示用電子証明
書暗証番号

④ 住所表示用電子証明
書暗証番号

パスワードをお忘れの場合 >

Step 2 マイナンバーカードを読み取る

マイナンバーカードのICチップの上にスマホをかざしてください。

はじめる

⑧パスワードを入力し、マイナンバーカードの読み取りを行います。パスワードは各自でマイナンバーカードを発行する際に設定したものとなります。
「**はじめる**」を選択します。

本人確認

Step 1 パスワードを入力

署名用電子証明書パスワード
6～16文字の英数字を入力してください。

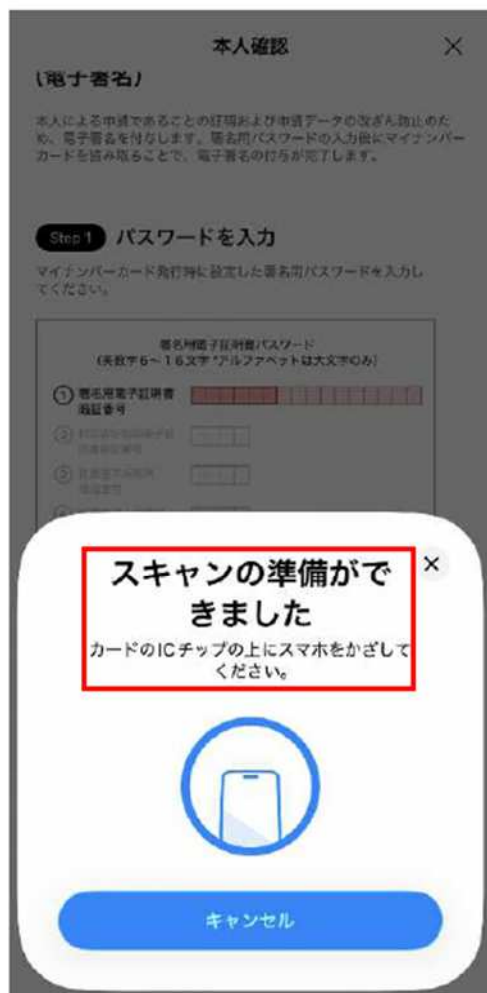
キャンセル 完了

Step 2 マイナンバーカードを読み取る

マイナンバーカードのICチップの上にスマホをかざしてください。

はじめる

⑨**パスワード**を入力し、「**完了**」を選択します。



⑩「スキヤンの準備ができました」の画面が表示されたら、**マイナンバーカード**をスマートフォンの下にかざします。



⑪スキヤンが完了すると「スキヤンが完了しました。」と表示されます。



⑫画面が自動で変わり、確認画面が表示されるので「**確認**」を選択します。



GovTech Express
pl.govtech-express.com

絞り込み

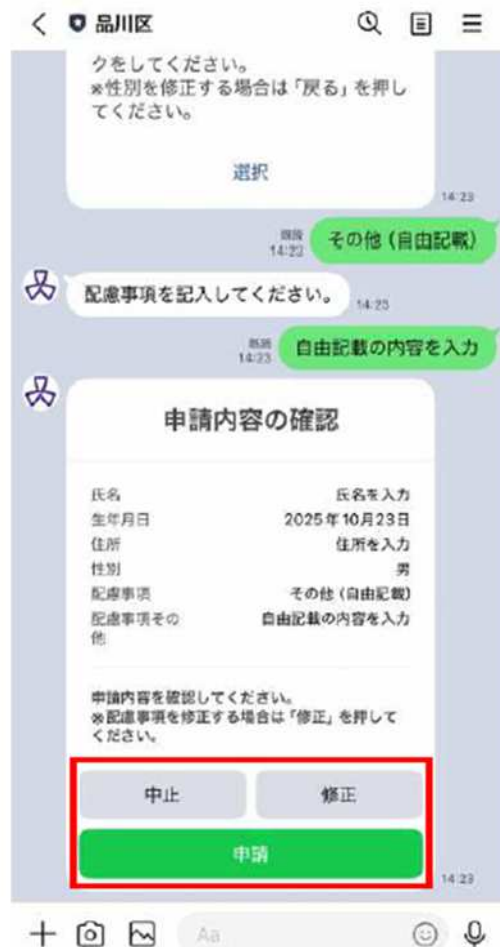
- ☒ なし
- ☐ 要介護認定を受けている方
- ☐ 障がい者手帳をお持ちの方
- ☐ 妊産婦
- ☐ アレルギーをお持ちの方
- ☐ その他（自由記載）

確定

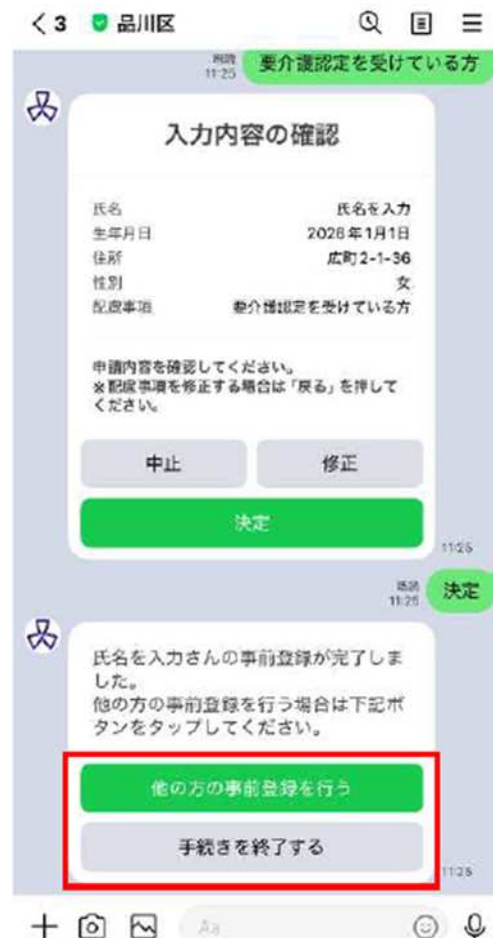
⑭ご自身の配慮事項がチェックリストにない場合や、配慮事項の詳細を入力する場合は「自由記載」を選択し、「確定」を押してください。
後ほど自由記載の内容を入力します。

⑮自由記載の内容を入力します。

⑬配慮事項の選択を行います。
「選択」を押し、**配慮事項を選択**してください。
性別を修正する場合は「戻る」を押してください。



⑩入力の確認を行います。
修正がある場合は「修正」を、
修正がない場合は「登録」を押してくだ
さい。



⑪「登録が完了しました。」
とメッセージが届くと登録完了です。
他世帯員の登録を行う場合は
「他の方の入所手続きを行う」から登録
をしてください。

パターン②：マイナンバーカード を使用しない場合

さい。
※すでに登録を行っている方の再度登録はできません。
登録を更新する場合は「メッセージを入力」に「登録更新テスト」と入力してください。
※本登録は「メッセージを入力」か「選択肢から選択」を行うことで登録ができます。

11:40

11:40 はい

氏名をフルネームで入力してください。
(例：品川防災)

11:40

中止 戻る

> 氏名を入力

して ミス 欄 用 した 中 装置

☆123 あ か さ

ABC た な は 空白

あいう ま や ら

改行

⑩氏名の入力を行います。

内容をご確認のうえ、同意いただける場合は「同意する」を選択してください。

11:24

同意する 同意しない

11:24 申請する

マイナンバーカードを使って氏名や住所を自動登録しますか？

11:24

いいえ はい

11:24

登録者の氏名をフルネームで入力してください。(例：品川防災)

11:24

氏名を入力

11:24

生年月日を入力してください。

11:24

入力フォームを開く

中止 戻る

⑪生年月日の入力を行います。
「入力フォームを開く」を押してください。
氏名を修正する場合は「戻る」を押してください。

⑫フォームが開くと、西暦・月・日を選択できます。
それぞれ選択し、「送信」を押してください。

GovTech Express

生年月日

西暦

月

日

送信

2025 (令和8年)

2024 (令和7年)

2023 (令和6年)

2022 (令和5年)

2021 (令和4年)

2020 (令和3年)

2019 (令和2年)

2018 (平成30年)

2017 (平成29年)

2016 (平成28年)

2015 (平成27年)

2014 (平成26年)

2013 (平成25年)

2012 (平成24年)

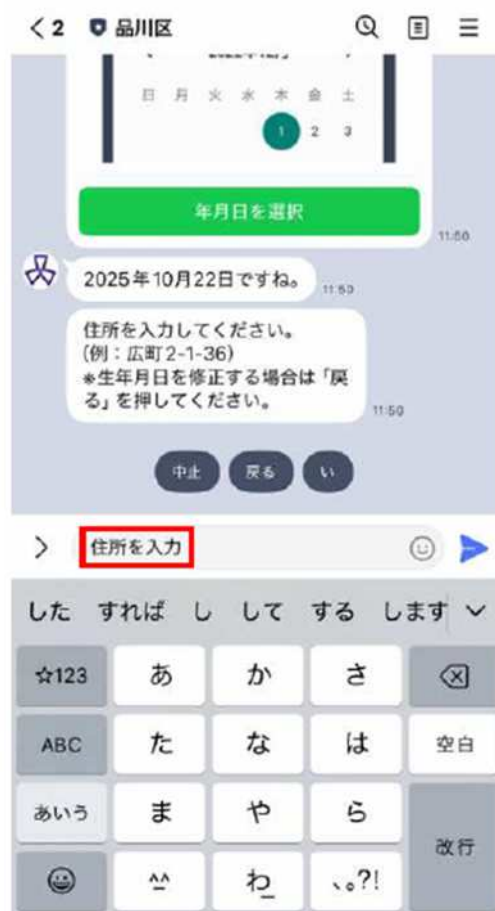
2011 (平成23年)

2010 (平成22年)

送信



②①性別の選択を行います。
生年月日を修正する場合は「戻る」を押してください。



②②住所の入力を行います。
性別を修正する場合は「戻る」を押してください。

⑬へ戻り、配慮事項の選択を行ってください。

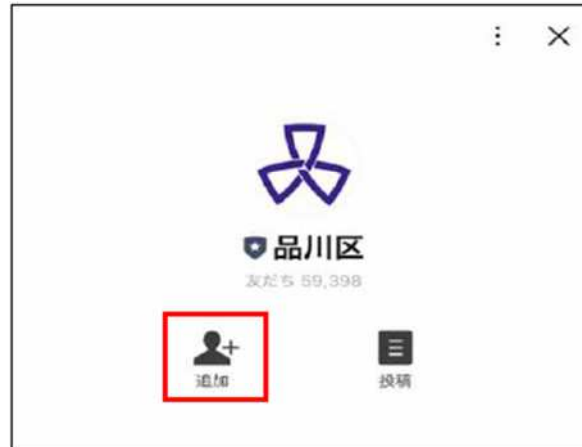
3. 在宅避難者登録を行う場合

1 【品川区 公式LINE】との友達登録

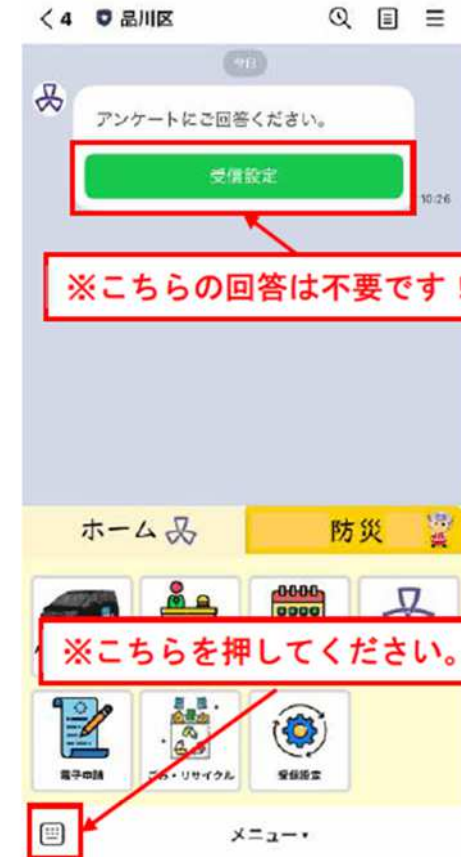
すでに友達登録を行っている方は次のページにお進みください。



①カメラや専用アプリで、QRコードの読み取りを行います。



②上の画面が表示されるため、「追加」を選択します。



③左下の☰を押し、メッセージの入力を行います。

2 避難者情報の登録（事前登録がまだの場合）

事前登録が完了している方は次のページにお進みください。



①LINE のトーク画面にて
「避難」または「ひなん」と入力します。

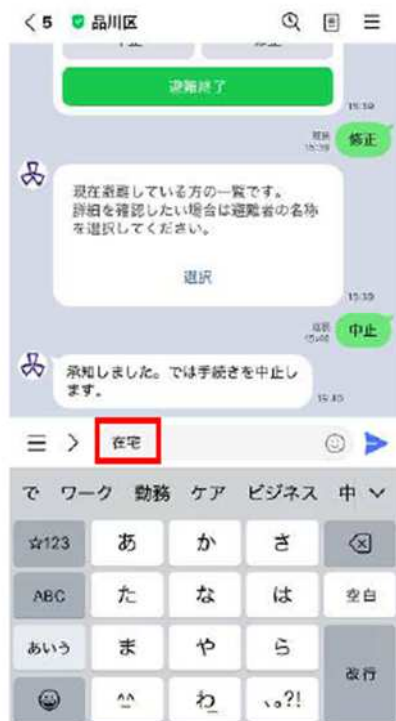
②入力→送信を行うと、下記の画面が表示されます。



③利用規約の確認を行い、同意する場合は「同意する」
同意しない場合は「同意しない」
を選択してください。

④「2. 避難所で登録を行う場合」の
パターン①、パターン②を参考に避難者情
報の登録を行ってください。

3 在宅避難者登録



①LINE のトーク画面にて
「在宅」または「ざいたく」と入力します。



②入力→送信を行うと、下記の画面が表示されます。「はい」を選択してください。



③事前登録を行った情報を選択します。
「選択」を押し、避難している方を選択し、「確定」を押します。



④次に避難場所の選択を行います。
「**選択**」を押し、避難場所を選択し、
「**確定**」を押します。

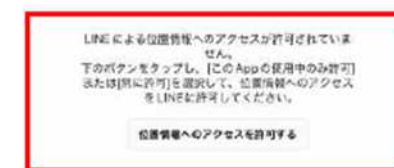
⑤次に避難している場所の地図情報を選択します。



⑥地図画面が開くため、現在の位置情報を選択し、「**送信**」を押します。



※LINE の機能にて GPS を取得する機能があり、設定をしている場合は自動で現在の位置が選択されます。
されていない場合は右記の画面が出るため、適宜設定を行ってください。
※検索では住所検索はできません。スポット名の検索のみ可能です。



現在の避難生活の状況を選択してください。
特にない場合は「なし」を選択してください。

選択

中止 戻る

GovTech Express
g1.govtech-express.com

絞り込み

☒ 断水（上水道）
☒ 断水（下水道）
☐ 停電
☐ ガス停止
☐ その他（自由記載）

確定

⑦次に避難生活の状況を選択します。
「**選択**」を押し、避難生活の状況を選択し、「**確定**」を押します。
複数選択可能です。

登録内容の確認

住所者 氏名を入力
東京都 品川区
品川区新保6丁目8 品川区
ビルディング
避難生活の状況 断水（下水道）、断水（上水道）

入力内容を確認してください。

中止 **修正**

登録

⑧最後に登録情報の確認を行います。
問題がない場合は「**登録**」を押してください。
内容を変更する場合は「**修正**」を押してください。

登録
11:04

在宅避難等登録手続き完了

氏名 品川 太郎
住所 品川区2-1-36
生年月日 2001年1月1日
性別 女
災害事項 障がい者手帳をお持ちの方
避難先 自宅
避難元の住所 日本、〒160-0023 東京都品川区西新保 角栄楼

上記の方の登録を完了しました

品川 太郎さんの在宅避難等の登録が完了しました。
他の方の登録手続きを行う場合は下記ボタンをタップしてください。

他の方の登録手続きを行う

手続きを終了する

11:04

⑨アンケートの回答完了です。
別の避難者を登録する場合は「**他の方の登録手続きを行う**」を押してください。

(30) 資料-30. (参考) 避難所連絡会議 確認チェックリスト

○避難所連絡会議を定期的（少なくとも年3回を目安）に開催し、それぞれの避難所連絡会議では以下の確認を想定しています。

【1回目の避難所連絡会議】各地区防災協議会総会終了後

- ☐ 避難所連絡会議の議長および副議長の選出および確認
- ※副議長については代行順位を定める
- ☐ 避難所運営会議の組織図の確認（学校長または施設長／議長／情報連絡部／物資供給部／衛生部／防火・警備部／ボランティア部）
- ☐ 避難所連絡会議が避難所運営会議へと速やかに移行できるよう役職者の選出および確認
- ☐ 学校職員や施設職員が勤務時間外の場合を想定し、施設の鍵の預託者の選出および確認
- ☐ 施設の鍵の開錠方法を確認
- ☐ 施設に改築があった場合は「避難所レイアウト作成手順書」に基づき、新たに施設の使用区分を作成

【2回目の避難所連絡会議】区内一斉防災訓練開始前

- ☐ 避難所運営会議の組織図各部の役割を確認
- ☐ 避難所レイアウトに基づき、施設の使用区分・動線を確認
- ☐ 施設の備蓄倉庫の場所、倉庫内の備蓄物資を確認（食料品・資機材等・生活用品等）
- ☐ 防災設備の使用用途を確認（非常用発電設備・受水槽・ろ過機・防災井戸・特設公衆電話・マンホールトイレ）
- ☐ 避難所運営マニュアルの記載内容確認
- ☐ 区内一斉防災訓練の訓練内容検討
- ☐ 施設側の利用可能な物資、資機材の保管場所や使用用途を確認

【3回目の避難所連絡会議】区内一斉防災訓練終了後

- ☐ 区内一斉防災訓練で生じた課題・改善点の共有
- ☐ 避難所運営マニュアルの修正・更新

【随時】

- 内閣府等の指針では、女性視点での避難所運営が求められており、避難所連絡会議や避難所運営会議に女性の参画を求め、男性と女性、双方の視点で避難所運営を検討してください。
- 避難所レイアウトの各スペースについて、避難所の状況に応じて運用面を検討してください。
（例）洗濯や物干し場所の管理、女性専用物資等の配布（同性からの配布）、ペットスペースは、ペット同行避難者により運営、等

※上記の確認を踏まえ、避難所運営に係る各種訓練の計画・実施、避難所運営マニュアルの更新など、年間活動計画について、検討をお願いいたします。